

# IT新改革戦略（案）に対する意見 及びそれらについての考え方

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
全般	新IT戦略の名称について	<p>(その1) 「ユビキタスでユニバーサルなITで世界を先導」という日本独自の目標を掲げ、世界に強く打ち出すべき、産業界、各府省、諸外国、国連等で「ユビキタス」を利用、前回の戦略本部でも民間委員が戦略名の変更を要望等から、戦略名を「u-Japan戦略 - ITによる日本の改革」(副題は維持)とし、その他最小限の修正を行うべき。</p> <p>(その2) e-Japan戦略との継続性、我が国が目指すべき姿として「ユビキタスなネットワーク社会の実現」を明示していること等から、国民に一定程度浸透している名称として、戦略名を「u-Japan戦略」とすべき。(KDDI株式会社)</p> <p>(その3) 戦略名については、既に一般化した平易な表現である「ユビキタス」あるいは「ユニバーサル」等の言葉に「Japan」を加えた名称にすべき。(ユビキタス未来協会)</p> <p>(その4) 理念はよいが、ネーミングについてはもっとわかりやすい「u-Japan」などにすべき。</p> <p>(その5) e-Japanのように海外受けのいいネーミングが必要。</p>	<p>頂いたご意見及び本部での議論等を踏まえ、以下のように表題を修正。 「IT新改革戦略 - いつでも、どこでも、誰でも ITの恩恵を実感できる社会の実現 - 」</p>
	ITという用語の使用について	<p>(その1) Informationだけではなく、人と人のCommunicationを改革することが求められていることから、用語として「IT」ではなく「ICT」(Information and Communication Technology)という言葉が政府が使用することを提案。</p> <p>(その2) 新戦略中の「IT」の語については、よりユビキタスネットワーク社会の理念に近い「ICT」の語を使うべきである。</p>	<p>ご指摘の趣旨は、情報通信技術をあらわす「IT」に包み込まれており、かつ、「IT」は国民に相当程度浸透した用語であると認識している。</p>
	新戦略について	<p>IT新改革戦略の精神を全面的に支持。当社としても本戦略に基づき我が国産業との共栄、さらには全世界のIT発展を目指し、一層の努力をする所存。(マイクロソフト株式会社)</p>	<p>IT戦略については、今後とも、皆様の期待に添うようしっかりと進めてまいります。</p>
	国民の理解について	<p>(その1) ITによる構造改革に対する国民への周知や理解促進を図るとともに、日本社会が直面、内包している社会的課題の克服について緊迫感、切実感を持って訴えていくことが必要。(情報通信ネットワーク産業協会)</p> <p>(その2) 広報の重要性の観点から、わかりやすい言葉をできるかぎり使うべき。また、ITが基幹情報ツールとしてテレビに成り代わる役目を明確に打ち出していると思う。</p>	<p>国民への周知等は重要と認識しており、今後も適切に対応してまいります。</p>
	官民の役割分担について	<p>行政・民間の協力、企業の業務と国民生活が一緒に議論されている。役割分担、ターゲットを明確にして目標を設定し、具体的方向を示すべき。(社)電子情報技術産業協会</p>	<p>ご指摘の点は重要と認識しており、今後の政策に反映すべきところは適切に反映してまいります。</p>
	司法分野等について	<p>(その1) 2010年度のIT社会の姿を具体化して戦略の方向性を明確化し、実現の道を示し、司法や立法を含め統治機構全体のITによる改革を打ち出すべき。(社)電子情報技術産業協会</p> <p>(その2) 米国や韓国のように司法や立法分野のIT化を進め、国の統治のあり方自体をITで革新していくという目的を明示すべき。(社)電子情報技術産業協会</p> <p>(その3) 行政分野に加え、司法分野や立法分野を含めた統治機構全体をITで改革するという施策を重点分野に加えるべき。(富士通株式会社)</p> <p>(その4) 社会の変化に伴い司法の役割がますます大きくなっており、とりわけ、法を実現する裁判所でのIT活用は21世紀型の安心・安全な社会の実現において重要な課題。(e-ファイリング研究会)</p>	<p>国全体のIT化推進の観点から、司法分野等のIT化についても検討を進められているものと認識しており、今後も適切に連携を図ってまいります。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
全般		<p>(その5) 今般の司法改革と呼応し、市民生活および経済活動における効果的かつ迅速な紛争の解決や予防を実現するため、司法におけるITの導入と活用を新戦略に盛り込むべき。(「司法制度改革と先端テクノロジー」研究会)</p> <p>(その6) 知的財産保護の観点から、司法ITシステムの構築を図ることが必要。</p> <p>(その7) 電子化するべきなのは、国の3つの基本機能である司法府、立法府、行政府すべてであるべきである。</p>	<p>国全体のIT化推進の観点から、司法分野等のIT化についても検討を進められているものと認識しており、今後も適切に連携を図ってまいりたい。</p>
はじめに	IT化の目的等について	<p>(その1) 抵抗勢力とか構造改革とか首相におもねるような書きぶりはやめて、真にIT化を必要とする目的を述べるべき。全体を通じて行政主導でIT化を進めるようだが、IT施策の主要な点ではなく、再検討すべき。</p> <p>(その2) ITによって実現できる「サービスの質」、「国民生活の質」について、より明確に意識・認識すべきではないか。</p> <p>(その3) 情報システムが国家・社会のインフラであるならば、いきなりIT戦略を検討するのではなく、21世紀の日本はどのような国を目指すのか、をまず議論すべき。</p> <p>(その4) ITによる日本の改革を謳う前に、なぜ日本の改革を進めるのかの基本を見つめ、大目標たる構造改革のため、IT化自体が目的ではなく、IT効果の分析と責任論を練り直す必要。</p>	<p>ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>利用者・生活者重視を本戦略の理念の1つに挙げて記述しているところであり、ご指摘の内容については今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>ご指摘の点については、「はじめに」、「めざすべき将来の社会」等にて記述しているところであり、今後の政策運営においても適切に対応してまいりたい。</p>
	その他	ITそのもので構造改革が進むような印象を与えるため、「IT」を「IT化」に変更。	ITそのものの持つ改革力との趣旨から現行の標記としている。
基本理念			
1. 目的			
	我が国のIT環境について	日本のIT環境が世界最高水準であることを自覚しているが、世界標準としての技術や知的財産、基本特許などが欧米に抑えられている状況から、こうした甘い観測は国民を誤解させる恐れが大きい。なぜ、ITによる情報による知識創発が必要なのかの解説がない。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	IT化の恩恵の対象等について	<p>(その1) 「国民満足度の向上」とあり、P.6には、「IT化の恩恵を我々国民が享受する」とあり、P.7には、「外国人を含む誰もが便利に生活できる」とあるが、この計画でIT化の恩恵を享受できる範囲は、国民のみですか、それとも外国人を含むのですか。</p> <p>(その2) ITの戦略が「国民」のためのものか、「社会の改革」のためのものが釈然としない。</p>	<p>生活者・利用者全般を指すものと考えている。</p> <p>本戦略は、豊かな国民生活の実現のため、社会改革を進めていくものである。</p>
	ものつくりの視点について	<p>(その1) IT利用・活用の分野に、ものづくり現場の視点が抜けているのではないかと。人を対象とした利用・活用に加えて、物と物を対象とした利用・活用に範囲を広げたい。いわゆる経営レベルでのIT活用にとどまらず、ものとのコミュニケーション、生産現場そのものでのセンシング、監視、制御などへのIT活用強化が望まれる。</p> <p>(その2) IT活用の目的として、エネルギー環境問題、少子高齢化対策、ものづくりの現場の視点を盛り込むべき。(「社」電子情報技術産業協会)</p>	ご指摘の趣旨は、P24「IT経営の確立のよる～」の方策等にて踏まえられているものと考えており、今後の政策運営においても適切に対応してまいりたい。
	スローガンについて	IT新改革戦略の目標、あるいはスローガンを一言で表現すべき。(日本ユニシス株式会社)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	IT産業の競争力強化について	日本社会や経済を基盤から支え、新たなイノベーションの「核」となる情報通信に係わるIT産業の競争力強化を明確に位置づけるべき。(「社」電子情報技術産業協会)	IT産業の競争力強化の重要性については、「3. 世界への発信(P38)」において言及しているところであり、いただいたご意見等を踏まえて適切に対応してまいりたい。
	ITと構造改革について	ITと構造改革の関係を明確化している点を評価。(「社」電子情報技術産業協会)	IT戦略については、今後とも、皆様の期待に添うようしっかりと進めてまいりたい。
	IT投資について	「ITの構造改革力」という視点を評価したい。他方で、日本が世界平均に比べてIT投資が十分でなく、更に積極的なIT投資を喚起し改革力を存分に発揮しうるような施策を打ち出すべき。(富士通株式会社)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	民主導の分野について	セキュリティとプライバシー保護は民主導ではなく国家・政府が国民に対して保障すべき。(「株」三菱総合研究所情報通信技術研究本部)	セキュリティ確保やプライバシー保護等は重要と認識しており、今後の政策に反映すべきところは適切に反映していきたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
全般	その他	<p>(その1) 「アジアを中心とする共存共栄の国際社会」という表現でアジアを強調すべきではない。</p> <p>(その2) 「IT戦略本部は、本戦略を確実に遂行する」という表現を、IT基本法の位置づけを明記した表現に修正すべき。</p>	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
2. 理念	利用者・生活者重視について	<p>(その1) 構造改革による飛躍が述べられているが、痛みを伴う改革である可能性もあり、雇用政策や雇用不安に対する具体的な提言無しでは、夢物語に過ぎない。また、IT技術を基本から学習する機会の提供や、IT化社会での安全、管理についての基本的な概念を習得させる機会を設ける必要がある。さらに、利用者・生活者重視を図る社会をどう実現するのかを示すことが、理念であるべきではないか。</p> <p>(その2) IT基盤をライフラインと考え国民の生活に密着したユーザーの視点での新戦略の展開を期待。(インテル株式会社)</p> <p>(その3) 「利用者・生活者重視」の観点から、客観的、公正なシステム監査のより一層の普及が肝要であり、5ページ6行目の末尾に「今後、利用者・生活者の観点に立ったシステムの開発・運営が強化されるよう、システム監査のより一層の普及、制度の充実・確立が重要である。」を追加されたい。</p> <p>(その4) 利便性と危険性を併せ持つITが、過渡的利用状況の不備を克服した時にもたらず未来のライフスタイルを、国民に提示すべき。(社)電子情報技術産業協会)</p>	<p>ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。</p> <p>IT戦略については、今後とも、皆様の期待に添うようしっかりと進めてまいります。</p> <p>ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。</p> <p>ご指摘の点は重要と認識しており、今後の政策に反映すべきところは適切に反映していきたい。</p>
	ITの利用・活用について	<p>(その1) 電子タグなどの技術における優位性も、国際標準の面からは必ずしも磐石ではなく、国家として盛りたてていく必要。また、素材系のプロセス産業や製薬業界(ものづくり)におけるIT活用を強化する必要がある。</p> <p>(その2) 利用者として石油化学プラントや上水道などの社会インフラの操業者や保全者を考え、人との協業の視点を強化したい。</p>	ご指摘の趣旨については、「世界への発信」や「IT経営の確立による～」等に踏まえているものと考えており、今後の政策運営においても適切に対応してまいります。
	国際貢献・国際競争力強化について	<p>(その1) (3)国際貢献・国際競争力強化を(3)国際間対話強化と協調関係を維持しつつ国際競争力を強化として、国際間とのIT利用に関して強い影響力を与える「ワイヤレス・無線」に関する記述を追加。(北陸無線データ通信協議会)</p> <p>(その2) P23の「2008年までにIPv6対応を図る」という記述の先見性を高く評価。アジアを中心に国際貢献及び国際競争力強化を支える仕組み作りを一層強化して欲しい。</p> <p>(その3) ITを進めるに当たってインドとの国際協力が重要であり、複数の施策で以って総合的に推進すべき。</p>	<p>ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。</p> <p>IT戦略については、今後とも、皆様の期待に添うようしっかりと進めてまいります。</p> <p>インドはソフトウェア産業等において重要であると認識しており、「IT政策パッケージ2005」の別添においても記述しているところ。ご指摘を参考に、今後適切に対処して参りたい。</p>
	理念のあり方について	<p>(その1) 理念はたくさんあってはいけない。わかりやすい1つで、「はじめに」に書かれるのが普通。これは「理念に基づく策定指針」。</p> <p>(その2) 理念の利点を全ての人々が享受できるだけでなく、落ち遅れ阻止とも言うべき対応があるべき。(社)日本画像医療システム工業会)</p>	<p>IT戦略本部等における議論の積み重ねを踏まえて3つの理念が記述されているところ。</p> <p>ご指摘の点は重要と認識しており、今後の政策に反映すべきところは適切に反映していきたい。</p>
3. めざすべき将来の社会	安全・安心な社会、情報格差のない社会について	<安全安心な社会の実現>があげられているが、振り込み詐欺をはじめ、フィッシング等、IT技術を悪用した不法行為が一向に収まらないばかりか、かえって増加している現状を何によって、改善を図ろうとするのか、具体性が何もない。<情報格差のない社会>に関して、何がユニバーサルデザイン化という概念規定を示さず、既定の事実化して表示するのは、ますますディバイドを拡大する方向に進むのではないかと危惧する。	本戦略の実現にむけた具体的な施策については、今後、重点計画の中で検討していくこととなる。ユニバーサルデザインの概念については、本戦略中において言及されているものと考えている。
	ものづくりの視点について	(その1) 目指すべき将来に、<安全で効率の良いものづくり現場の実現>を追加して、人との協業の視点を強化し、ものづくり現場に期待される安全・省エネ・トレーサビリティなどの実現を明確としたい。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
全般		(その2) ものづくり現場における安全・安心の項目「セキュリティや環境に積極的に取り組む企業が評価される社会」を追加。( (社)電子情報技術産業協会)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせて頂きたい。
	歴史・文化の視点について	目指すべき将来に、<歴史・文化を大切にす社会の実現>を新たに追加して、IT構造改革力を駆使したシステムを構築し、日本の優れた文化や世界に誇れる歴史を構成に伝え、世界に発信して欲しい。	ご指摘の趣旨についてはP39「国際競争社会における～」において踏まえられていると考えており、今後の政策運営においても適切に反映してまいりたい。
	社会に未来像について	ありきたりの普通の人の生活、社会がどう変わるか、どうなっていくかを示して欲しい。	ご指摘の趣旨については「めざすべき社会」等において記述されているところと考えているが、今後の政策運営においても適切に反映してまいりたい。
	活力のある少子高齢社会について	「国民が全て良質で効率的な医療を受けることができる社会」から「国民が全て良質で効率的な保健・医療・福祉を受けることができる社会」にすべき。	ご指摘等を踏まえ、「国民が全て良質で効率的な保健・医療・福祉を受けることができる社会」に修文する。
	その他	(その1) 経済的利益を生み出す産業の重要性から、「企業、行政、個人の新しい姿」として、国際競争力をもった、企業、行政、個人が活躍できる社会を持つよう提案。( (社)ビジネス機械・情報システム産業協会)	ご指摘の点の重要性は認識しているが、公的分野の見直し等が喫緊の課題と考えており、現状の記述としているところ。
		(その2) ITの戦略的適用先として、もっと重視されるべきビジョンが、内容に乏しい。(株式会社N T Tデータ)	ご指摘の点については、「はじめに」、「めざすべき将来の社会」等に記述しているところであり、今後の政策運営においても適切に対応してまいりたい。
4. 推進体制			
	IT戦略本部について	(その1) 各省庁を横断し、その壁を越える存在としての「IT戦略本部」は、トップダウンで日本のIT戦略の方向ならびに目標を定め、その実現に向かって各省庁を取りまとめ、IT政策の重複・冗長による「ヒト、モノ、カネ、ジカン」の無駄を惹起しないようにIT日本丸の船長としての確かな舵取りをお願いしたい。	新戦略の趣旨に賛同いただけたとの理解。今後とも皆様の期待に沿えるようにIT政策を推進してまいりたい。
		(その2) 2010年度のITによる改革の完成のためには、IT戦略本部や評価専門調査会の強い権限が必要であり明確なリーダーシップの下での改革が必要。(日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・運営機構)	ご指摘の趣旨については、(1)IT戦略本部の役割において、「必要に応じて絶えずIT戦略本部の見直しなど」と記述されているところであり、今後の政策運営においても適切に対応してまいりたい。
		(その3) IT戦略本部の主たる役割の一つとして、新戦略に対する国民的理解促進(広報活動の強化)を明確に位置づけることが重要。また、IT政策と既存政策との連携強化や本部のリーダーシップに期待。(情報通信ネットワーク産業協会)	記述の趣旨に賛同いただけたとの理解。今後とも皆様の期待に沿えるようにIT政策を推進してまいりたい。
		(その4) IT戦略本部は責任主体であり、実現に義務を負うものと思うが、記載内容が曖昧であり、もっと決意を持つ必要。	本戦略の推進に当たっては、IT戦略本部の強力なリーダーシップのもと、府省横断的に官民一体となって諸課題に取り組むことが重要であると考えており、今後の政策運営においても適切に対応してまいりたい。
		(その5) (1)府省間縦割りの排除とITガバナンスの強化が重要であり、そのためにはIT戦略本部の機能強化と共に、ITガバナンスに関する資質の保有者を民間から登用することが必要。(株式会社N T Tデータ) (2)民間企業サイドからのメンバ選定の業種がハード面に偏っており、ソフト面からの選定についても、もっと重視すべき。(株式会社N T Tデータ)	IT戦略本部においては、多様な分野より、ITに優れた見識を有するものが有識者本部員として選定されていると認識。
		(その6) IT戦略本部の機能の見直しをとおして、政府全体のIT戦略機能の抜本的な再構築を早期に実施すべき。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の1つとさせて頂きたい。
		(その7) IT化推進にあたって行政、業界、受益団体他それぞれの中で標準化が進められており、戦略本部の大きな視点から全体としての調和のとれた具体的施策の展開を願いたい。また、既に標準化に取り組んでいる団体・企業に過大な負担を求めることなく、推進にあたっての支援策も考慮も必要。( (社)日本画像医療システム工業会)	ご指摘の点については重要であると認識しており、今後の政策に反映すべきところは適切に反映していききたい。
		(その8) 複数の府省を統括する実権ある組織を設けるべき。	ご指摘の内容については、まさにIT戦略本部の役割であると認識している。
		(その9) (1)IT新改革戦略の趣旨に賛同。具体的施策の討議検討にあたっては広くアイデアを募集するなど開かれた運営を期待。(宇宙通信株式会社) (2)IT新戦略の実現に向けては広く民間および有識者からの意見を求め広く情報収集を行った上で方針を決めていくことが必要。(インテル株式会社)	ご指摘の点については重要と認識しており、今後の政策運営に適切に対処してまいりたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
全般	新戦略の推進について	(その1) IT新改革戦略の趣旨に賛同。その実現にあたっては、日本の電気通信分野における各種制度の公平性・透明性を担保することが重要。具体的な重点計画策定にあたっては、マーケットやユースケースについても十分考慮することが望ましい。(ボーダフォン株式会社)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	他の会議等との連携について	(その1) IT戦略本部と他会議等との連携の重要性が指摘されていることを評価。(社)電子情報技術産業協会)	記述の趣旨に賛同いただいたものと理解。今後とも皆様の期待に沿えるようにIT政策を推進してまいります。
		(その2) 他の会議等との連携においては、ビジョンと戦略の共有は極めて重要。(株式会社NTTデータ)	
		(その3) 他の会議等との連携を図る連絡会議等の枠組みを設けるべき。	他会議との連携については重要と認識しており、今後の政策の推進に当たっての参考の1つとさせていただきます。
	評価について	(その1) 評価体制では一々あらゆる問題に行政側が目配りなくとも、民間からの意見が反映されるなど自律的な改善が持続する基盤を充実すべきである。そのためには、政府の活動をもれなく推察可能とする基盤と徹底した情報公開が必要。	ご指摘の点については重要であると認識しており、今後の政策に反映すべきところは適切に反映していきたい。
		(その2) Check機能の強化に加え、さらにAction機能の強化が期待される。(株式会社NTTデータ)	ご指摘の点については重要であると認識しており、今後とも皆様の期待に沿えるようにIT政策を推進してまいります。
		(その3) 評価プロセスについては、透明性・客観性を十分に確保されることが重要。(ボーダフォン株式会社)	ご指摘の趣旨については(2)評価体制のあり方において記述されていると考えており、今後の政策に反映すべきところは適切に反映してまいります。
		(その4) 技術やサービスの革新を阻害しないよう、弾力的に施策の見直しを行う体制が望まれる。(慶応義塾大学SFC研究所ヘルスケア・インフォマティクス・リサーチ・ラボラトリ)	ご指摘の点については重要であると認識しており、今後の政策に反映すべきところは適切に反映していきたい。
	その他	(その1) 予算管理の一元化と平行して政策目標の公約をさせ、投資効果明確に評価する。政策の公約が守れない、省庁の各部署、独立行政法人には、予算を大幅に削減する。政府の政策として、各省庁に跨るプロジェクトは、内閣府で外部の専門家をいれ、関係省庁の職員を参加させ、統合プロジェクトとして推進する。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の1つとさせていただきます。
		(その2) 過去の経緯や反省からの展開原点の追記を提案したい。(社)日本画像医療システム工業会)	「1.目的」等において、これまでのIT政策の経緯、現在の課題等を記述していると考えている。
その他	(その1) 官(官僚)が個々の具体的方針まで決めるという体制こそ問題。未来が読めるなら独立してITベンチャーでも作ればよい。	新戦略の策定については、IT戦略本部において、産学のITに優れた見識を有する有識者本部員の主導により進められているところ。	
	(その2) ITを議論する大前提として、国民のITアクセス権・使用権の平等実現についての国家的保証を確立すべき。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の1つとさせていただきます。	
	(その3) 不明確で言葉の定義もなし、目標から、優先順位もなし、何をどの基準で達成すれば完了かも分からず、権限と責任を誰が取るのか何も戦略資料としてはD-と評価する。システムの基礎も知らないから、ITが改革と書かれているが、ITはあくまで改革ツールである。	本戦略の実現に向けた具体的施策等については、今後の重点計画の中で検討していくこととなる。また、IT化の意義については既に記述されていると考えている。	
	(その4) 情報の基本となる日本語のキャラクターセットに重複が存在しており、すべての情報がユニークにならない致命的な欠陥がある。早急にデジタル文字規格の整理、検討を行う事を期待します。(社団法人関東ニュービジネス協議会)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の1つとさせていただきます。	
	(その5) 我が国の国家戦略を明確にして、政府として構造改革を一元的に組織として取り組む。小泉政権の総仕上げとして、知的社会に向けた国家基本計画を決める。		
	(その6) 内閣府が一元的にITと宇宙利用を知的に活用する体制を構築する。		
	(その7) 世界が手本とする情報社会をつくるべき。公のためよい仕事をしようという協働の文化を作りあげるべき。2050年までに人口減少を確立し、2010年までに小さい政府等を支援するシステムを確立。遠隔労働はまず政府が年度計画を立てて実施。(Vセンター)		

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
全般		(その8) 普通の人が豊かな人生を送るためのITであって欲しい。( (社) ビジネス機械・情報システム産業協会)	今後とも皆様の期待に沿えるようにIT政策を推進してまいりたい。
		(その9) 新IT戦略が最終決定される前に一般から意見を募集する。(米国大使館)	今回の手続きが該当していると認識。
		(その10) 新戦略や政策目標の実施にあたり作成される政令、省令、ガイドライン、その他の施策が、最低30日間のパブリック・コメントに付され、提出されたコメントが真剣に検討され、それらのコメントが最終的に実施される措置や施策に適切に反映されることを確保する。(米国大使館)	法令、施策等の趣旨等に照らし合わせ、適当と判断されるものについてはパブリックコメント手続きに付すこととしたい。また、実施されるパブリックコメント手続きについては、期間を含め、可能な限り適切に対処してまいりたい。
		(その11) パプコメの募集ページについて、任意であれ団体名や連絡先の記入を求めるのであればSSI対応ページにするのが最低条件。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の1つとさせていただきます。
		(その12) 新IT戦略の立案や実施が民間の主導力と自主規制を推進することを確保し、日本のIT基準の設定等において技術的中立の重要性を再確認し、日本のITや電子商取引政策が国際慣行に整合することを確保する。(米国大使館)	ご指摘の具体的な内容については、今後のIT政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
		(その13) IT新戦略で採用する技術は項目横断的の視点をもって選定しさらに、それは日本国内だけで通用する技術ではなく世界で通用する技術を採用すべき。(インテル株式会社)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の1つとさせていただきます。
		(その14) 本戦略は税の用途についての指針であり、政府が何をやるかの記述に絞り込むべき。	本戦略は官の取組みに限定されたものではなく、官民が一体となった取り組みべき政策であると認識しているところ。
		(その15) ネットワーク基盤の整備手法については道路や鉄道の手法に学ぶべき。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の1つとさせていただきます。
	高度ITシステムによる知的財産情報の流通が必要(グローバルなデータベースの利用、ユーザーフレンドリーなインターネット特許出願システムの構築、知的財産専門家の知見の統合など)。	ご指摘の点については、今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。なお、特許出願システムについては、業務・システム最適化を進めていく中で出願人の利便性向上のための取組等を推進してまいりたい。	

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点 (全般)	教育レベルについて	積極的な政策対応による国民の教育レベル向上を更に強く打ち出す必要。( (社) 電子情報技術産業協会)	人材・教育分野については今後のIT政策の重点として記述されているところであり、今後の政策に反映すべきところは適切に反映してまいりたい。
	民間・市場の観点について	評価専門調査会の提言に沿って、新IT戦略が「選択と集中」により分野を特定するにあたり、民間のイノベーションや市場参入が抑制されないことを確保する。(米 国大使館)	IT社会の形成においては民間が主導的な役割を担うことを原則としており、民間専門の創造性を最大限に活用しつつ、官民が一体となってIT政策に取り組むことが重要であると考えている。ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たって可能な限り適切に対処してまいりたい。
	ソフトウェアの視点について	本戦略は、ハードウェアの視点からの議論に偏りすぎており、戦略的なソフトウェアの研究開発と利活用の問題を今後の議論の中で検討されたい。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の1つとさせていただきます。
	政策のメリハリについて	IT化を前提にした政策では、必ず無駄な投資が発生する。この戦略内の政策にメリハリをつけ、私たちの税金を大切にしてください。	ご指摘の点については重要であると認識しており、今後の政策に反映すべきところは適切に反映していきたい。
1. ITの構造改革力の追求			
(全般)	優先順位について	構造改革力というからには、何のために、何の構造改革を行うのか、優先順位も含め明確にする必要。( (社) 電子情報技術産業協会)	構造改革の必要性については、「はじめに」、「理念」等にて、優先的に取り組む課題については、「今後のIT政策の重点」等にて記述されていると考えている。
	国際貿易の効率化について	港湾・通関・貿易手続・金融を統括する総合貿易プラットフォームを国際標準に準拠しつつ構築すべき。	ご指摘の事項に関しては、これまでIT政策パッケージ-2005において「FAL条約の締結など輸出入・港湾関連手続の最適化に向けた取組」や「物流における電子タグの活用」等を重要施策として位置づけるなど、政府として鋭意取り組んできたところ。今後、上記取組の更なる推進に際し、ご指摘を参考にしつつ検討して参りたい。
(1) 21世紀に克服すべき社会的課題への対応 全般	ものづくりの視点について	医療の構造改革と環境配慮型社会の実現は重要であるが『ITを駆使したものづくり現場の安全で高効率の実現』が、日本の国際競争力を高めるにも重要であり、追加したい。	ご指摘の点については重要であると認識しており、今後の政策に反映すべきところは適切に反映していきたい。
(1) 21世紀に克服すべき社会的課題への対応 (- レセプトのオンライン化、生涯を通じた自らの健康管理 -)	全般について	(その1) 医療のIT化そのものが遅れているわけではなく、「互換性確保」「標準化」「セキュリティ対策」「個人情報保護方策」等の周辺環境の整備が遅れていることにより進んでいないため、進んでいない理由を明確にすべき。	ご指摘等を踏まえ、「現状と課題」において「個人情報保護及びセキュリティに配慮しつつ」を追記する。尚、その他の点についても、実現に向けた方策等において記述しているところである。
		(その2) 医療の情報化において、個人情報保護とセキュリティへの配慮が必要である。 (インテル株式会社他同旨2件)	ご指摘等を踏まえ、「現状と課題」において「個人情報保護及びセキュリティに配慮しつつ」を追記する。
		(その3) 医療の構造改革がなぜ一番重要と考えられるのか。	医療制度改革は緊急の課題であり、ITによりこれを押し進めることが必要であり、最重要課題の一つとして位置づけているところ。
	レセプトのオンライン化について	(その1) 診療報酬上の評価をはじめとする各種奨励策等を、確実に推進することをお願いする。 (情報通信ネットワーク産業協会、(社) 電子情報技術産業協会、保健医療福祉情報システム工業会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
		(その2) 診療報酬請求のオンライン化には、外来一回ごとの請求や入院後の請求および傷病名以外の請求根拠情報の付加、さらには、支払いに必要な期間の短縮をすべき。 (保健医療福祉情報システム工業会他同旨1件)	オンライン化の推進方策が必要とご指摘は、推奨策・抑制策の導入と明記しており、今後の具体的施策の実施に当たっては、ご指摘の内容についても、検討の際の参考とさせていただきます。
		(その3) レセプトオンライン化を推進する上でオンラインの特徴(即時性、インタラクティブ性)を活かした、保険証確認、感染症防止、医療事故防止、病診連携などの機能をレセコンに搭載することで、医師・歯科医師のメリットが大きく納得できるのでは?	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。
		(その4) レセプトのオンライン化により医療保険事務を大幅に削減するとしているが、推計削減額が示されておらず実施コストとの費用関係が不明であり説明責任が果たされていない。(インテル株式会社他同旨2件)	「IT化を活用した診療報酬請求決済システムの構築及び実証実験」(情報処理振興事業協会、平成12年度事業)や「医療制度改革による経済効果分析」や韓国の事例で大幅に削減できることは明らかである。
		(その5) 本戦略の経済的効果の具体的な宣言とその費用負担の原則についても言及されるべき。 (保健医療福祉情報システム工業会)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。
		(その6) 歯科レセプトソフトについては、「統一的なレセコンソフト」の無料配布すべき。	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。
		(その7) 歯科におけるレセプト電算処理システムの実現に関し、具体的な目標日程を明文化していただき、関係機関におけるベクトルを合わせた取り組みをお願いしたい。 (保健医療福祉情報システム工業会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
		(その8) オンライン化に関し、抵抗勢力の存在や審査支払機関のスタッフの仕事減など実現の障害として存在する課題への対応など具体的な対策を検討すべき (保健医療福祉情報システム工業会)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。



分野	論点	意見内容	意見に対する考え方	
今後のIT政策の重点		(その9) レセプトのオンライン請求については、現在実験が行われていると聞いているが、ISDN回線、院内オフライン、審査支払機関への一方通行と、非常に物足りないと言わざるを得ない方式と考えられる。今後の普及を意識した、医療機関に魅力ある方式への検討を早急に進めていただきたい。 医療機関に対して、査定、返戻情報を詳細に解析できる審査結果のフィードバックを検討いただきたい。 (保健医療福祉情報システム工業会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。	
		(その10) 電子レセプトの普及阻害要因と考えられる、全国自治体公費への標準化仕様の統一を実現して頂きたい。電子レセプトの記録条件仕様は明確化されているが、それに相反する仕様が各地で発生しており、実質的に電子レセプトの普及を阻害している。 (保健医療福祉情報システム工業会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。	
		(その11) 現在のレセプト制度では、依然として紙で提出する書類(診療報酬請求書や院外処方せん、福祉乳幼児請求書等)が残されている。オンライン請求の普及に当たっては、この紙での提出を撤廃することが必須と考えられるので、制度の変更等の検討をお願いしたい。また、現在の電子レセプトに入っていない労災レセプトや公害レセプト、自賠責レセプトについても電子化を推進する必要があると考える。 (保健医療福祉情報システム工業会、(社)日本画像医療システム工業会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。	
		(その12) レセプトをオンラインで収集するためのデータセンター構築に当たっては、効率的なセンターを構築・運営するため、支払基金等が運営を行うばかりでなく、広く構築・運営業者が参加できることを希望します。そのことにより、収集センターで収集されたデータは、医療機関の希望により支払基金、国保、もしくは保険者に直送され多様なニーズに応えられる仕組みが構築できると思われる。 (保健医療福祉情報システム工業会)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。	
		(その13) 医療機関・薬局と審査支払機関と保険者間のレセプトの提出及び受領を2006年度から実施できる様にするとのあるが、2008年度までに診療報酬体系の大幅見直し簡素化計画がずれ込む為利用者側としてはレセプトの作成から提出までの全オンラインであってはじめて利点が出るのであって、単に提出・受領の通信のみの為に手間を掛けることは労多くして益なしとなる。 ここは2008年まで待つのが適切と考える。(社)日本画像医療システム工業会)	レセプトのオンライン化は事務の効率化や予防医療に活用できるよう、速やかに実施すべきと考えております。	
		(その14) レセ電算化100%を国家目標とせず、レセ電算化100%を医師が望む環境整備を目標とする。少々診療報酬を減額されてもレセコンの学習など面倒でやってられないという診療所はある。大切なのは、ペーパー提出に伴う人件費向上の医師個人負担制度の導入であって、レセコン導入ではありません。	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考の一つとさせていただきます。	
		(その15) レセプトの完全オンライン化は医療分野のIT化の一部として設計されるべき (インテル株式会社)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。	
		(その16) 予防医療に対して医療政策、産業政策の面から保険適用対象に位置付けるかどうか明確にすべき	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。	
		(その17) 医療保険制度改革には 医療供給の効率化、国民の意識改革 レセプトの電算処理システムの推進が必要。 (みずほ情報総研)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。	
		(その18) 電子化されて収集された医療情報の利用目的は医療費抑制ではなく、適正化ではないか?	ご指摘の通り、目標1.の末尾を以下の通り修文する。 「国民医療費を適正化する」	
		(その19) 収集された医療情報は疾病予防、医療費の適正化等、公益のために役立てるものであることは「現状と課題」等に記述しているとおりである。ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。	
		診療報酬点数表について	(その1) 「方策4.2008年度当初までに、診療報酬体系を簡素かつ明確にし、コンピュータ処理及びレセプトデータの有効活用に適した電子的な診療報酬点数表を整備する。」とあるが、現行の煩雑な請求業務の標準化・簡素化・迅速化に繋がることを期待する。	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点		(その2) 診療報酬体系の簡素化によって、国民が診療報酬体系を一層正しく理解でき、また関係者の診療報酬に対する解釈が普遍的になりますので強力な推進をお願いします。点数表もしくは計算ロジックの電子点数表化については、レセコンソフトにそのまま組み込み可能な形式の検討をお願いします。 (保健医療福祉情報システム工業会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
	生涯の健康管理について	(その1) p13(個人が・・・)2.の文末を次のとおり修正すべき。 2010年度までにそのサービスを普及させる。(保健医療福祉情報システム工業会)	原文のとおりとするが、ご指摘の点も踏まえつつ、施策を推進してまいりたい。
		(その2) 「生涯を通じた自らの健康管理」を管理するのは国民自らであることを念頭にシステム設計をするべき (日本二分脊椎症協会)	ご指摘の点は、目標2「国民が自ら」と記載しているところ。
		(その3) 「生涯を通じた自らの健康管理」を管理する国民自身は、自分の全データを閲覧できるべき (日本二分脊椎症協会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
		(その4) 「生涯を通じた自らの健康管理」の管理項目としては、福祉・行政手続きなどを含め、幅広く網羅することが必要であり、特に障害者など管理項目の多い人のためにも、項目等の追加はユーザーが任意に行えうことができるようにすべき (日本二分脊椎症協会)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。
		(その5) 持ち歩きなどもできるように印刷性にも富んでいるシステムにすべき (日本二分脊椎症協会)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。
		(その6) 国民が、QOL(Quality Of Life)の観点から、他人任せでなく、自分が望む最適な医療・介護を選択し、必要な時に受けることができるよう、自己の医療情報を自分のものとして扱えるように提供されることが必要である。 (情報通信ネットワーク産業協会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
		(その7) 国民自身が自らの体を管理するという意識改革が必須である。よって、広報活動などを合わせて推進するべき (日本二分脊椎症協会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
		(その8) 国民が情報漏洩等を過剰に懸念するあまり、診療情報、健康情報等のデータベース利用、またはICカードによるアクセス等が普及しないといった事態を招かないよう、啓蒙活動も含めたセキュリティ対策を十分に進める必要がある。 (情報通信ネットワーク産業協会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
		(その9) 健康情報は診療情報に比べ標準化が進んでおらず、電子データ形式の標準化が全国で使用されるようにすべき (社)電子情報技術産業協会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
		(その10) 一貫した健康情報の管理するため、健康管理項目の標準化の推進と合わせて、制度間(管理主体間)での障壁を排除すべき。 (保健医療福祉情報システム工業会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
		(その11) 収集された健康情報等は、患者了解の下に医療機関で参照出来るようにすべき。 (保健医療福祉情報システム工業会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
		(その12) 検診結果等の活用について述べられているが、保健医療サービスの受け手(患者)の健康増進のための情報提供ニーズはより多様である。多角的な視点から情報提供を検討すべき。 (特定非営利活動法人ヘルスケア・リレーションズ)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
		(その13) 「個人が生涯を通じて健康情報を活用できる基盤づくり」に賛同します。本基盤は自己管理という考え方が個人に浸透するための良い機会を提供する事になると考えますので、医療関係機関での活用は言うに及ばせんが個人によって活用されるための基盤として実現することを期待します。 (宇宙通信株式会社)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方	
今後のIT政策の重点		(その14) 当戦略では「健康情報」を「健診結果等」に限定し、「診療記録」と区別しているが、「健康情報」は「健診結果」と「診療記録」が統合された情報であることが望まれる。 (有限責任中間法人日本医療情報学会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。	
		(その15) 収集された健康情報の活用方策については、2007年度までに確立するよう前倒しをお願いしたい ( (社)日本画像医療システム工業会)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。	
		(その16) 健診情報と検査情報の標準化、個人個人が情報を活用できる仕組み(運営方法等)を検討・推進する際には、国民や利用者の参画と、府省横断的に実行力を持って推進できる組織体制が求められる。 (慶應義塾大学 SFC研究所 ヘルスケア・インフォマティクス・リサーチ・ラボラトリ)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。	
		(その17) 医療機関においても、狭い意味での診療記録(医師による記録)のみでなく、看護記録や検査記録等、医療機関で発生する患者に関する様々な情報を一括して電子化するための方策が必要である。また電子化が、単に医療機関から患者への情報提供に資することからさらに一歩進めて、患者が希望すれば、学校の保健室や介護入所・通所施設、訪問看護・介護、医療機関間など、他の機関と共有できることが可能なシステム・制度の検討も行うべきと考える。 (慶應義塾大学 SFC研究所 ヘルスケア・インフォマティクス・リサーチ・ラボラトリ)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。	
		(その18) 生活習慣病予防対策、介護予防対策を積極的に推進するためのIT環境の整備(ITを活用した学習環境の整備、健康づくりのためのコミュニティづくり支援、コミュニケーション支援等)は、産・学・市民・地域行政の連携によって、推進することが重要であり、国はこうした面を支援する必要がある。 (慶應義塾大学 SFC研究所 ヘルスケア・インフォマティクス・リサーチ・ラボラトリ)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。	
		(その19) 国民の情報を取り扱う上では安全性に厳に留意すべきであり、方策1.を以下の通り修正すべき。 「生涯にわたる健診結果を電子データとして継続的に収集し、適切に管理するための仕組み(収集すべき健診項目、標準的なデータ形式、セキュリティ方策、管理運営方法等)を2007年度までに確立する。」 また、セキュリティ方策についてのご指摘等を踏まえ、「現状と課題」において「個人情報保護及びセキュリティに配慮しつつ」を追記する。	ご指摘を踏まえ、方策1.を以下の通り修正する。 「生涯にわたる健診結果を電子データとして継続的に収集し、適切に管理するための仕組み(収集すべき健診項目、標準的なデータ形式、管理運営方法等)を2007年度までに確立する。」 また、セキュリティ方策についてのご指摘等を踏まえ、「現状と課題」において「個人情報保護及びセキュリティに配慮しつつ」を追記する。	
		効率的なコミュニケーションの実現について	(その1) 救急車のIT化を推進し、動画伝送を含めた十分な情報下でのリアルタイムコミュニケーションで救急救命士への医師などによる後方支援体制を確立し、病前救護・診断の高度化・迅速化を図る。 (日本遠隔医療学会・救急医療分科会)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。
		(その2) 目標3.に関連して、離島・遠隔地医療で時間的制約のなかで、救急医療の質を確保するための病々連携、病診連携におけるIT活用を実現する。をご追加頂きたい。	ご指摘の内容については目標3「医療水準の格差解消」に記載しており、今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。	
		(その3) 緊急時にはいつでも短時間で対応可能なように、場所、系列を越えてネットワークで多くの医療者・リソースを参加してもらい呼び出せるようにしておくことで、それぞれの利用機会は少ないが、多くの依頼手を、多くの受け手で多様にサポート可能な遠隔医療支援センター的な組織を設置すべき。 (沖縄遠隔医療推進協議会・医療画像無線伝送特別研究会RC-46救急医療部会)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。	
		(その4) ITを駆使して離島の診療所が、親病院である地域の拠点病の一診察室の延長であるかのごとくチーム診療を少しでも可能な場所となれば、地域の住民のみならずそこで働く若い医師、看護師の精神的・技術的支えとなる。	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。	
(その5) 遠隔医療を支える組織を活用することで、大西洋地域で確立しているような、アジア地域の航空機・船舶などに加え、海外での駐在勤務を担う日本人などを対象とした、救急医療も含めたメディカルコンサルタントサービスを実現可能となり、更には高齢者の安心・安全な地方への移住・定住なども促進される。	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。			
(その6) 遠隔医療を医療資源偏在解消の切り札と位置づけ、家庭への浸透を図り、健康増進・予防・終末期医療の推進役とする。全国的な運営組織設立を含めた運用環境の整備が望む。 (日本遠隔医療学会)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。			

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点		<p>(その7) 「遠隔医療技術の適用対象疾患等の適用範囲の拡大」が「利用環境の整備」とともに「2010年度まで」となっております。しかし、「遠隔医療サービスを更に推進するため」であれば、環境の整備に合わせる必要はないと考えます。 適用範囲の拡大を環境の整備に先行して行っていただきたい。 ( (社) 日本画像医療システム工業会 )</p>	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
	医療情報化インフラの整備について	<p>(その1) 医療情報化インフラ整備についてインフラ整備を推進するインセンティブを検討すべき ( (社) 電子情報技術産業協会 )</p>	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。
		<p>(その2) 目的に応じた情報化の必要性と活用度を適切に評価するための指標を早期に明確にすべき。 ( 保健医療福祉情報システム工業会 )</p>	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
		<p>(その3) IT化以前の問題として、カルテ記述の標準化の教育をすべき ( 保健医療福祉情報システム工業会 )</p>	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。
		<p>(その4) p13(医療情報化インフラの整備)2.において「診療情報の提供」とは誰に対して提供するのかを明確にすべき。 ( (社) 日本画像医療システム工業会 )</p>	ご指摘の点については、患者への情報提供及び医療連携に用いることは明らか。
		<p>(その5) 電子カルテ、電子処方せんの普及促進のために評価指標の開発をすべき ( 健康保険組合連合会 )</p>	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。
		<p>(その6) p13(医療情報化インフラの整備)3.において面的医療連携を図るとあるが、具体的な達成目標は何か ( (社) 日本画像医療システム工業会 )</p>	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
		<p>(その7) 医療機関のほとんどに統合的医療情報システムを導入するには現状のベンダー数を考慮して、システム導入にかかわる期間を配慮すべき。 ( 保健医療福祉情報システム工業会 )</p>	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考の一つとさせていただきます。
		<p>(その8) 病名等の各種標準マスターの普及が進まないことから、政府主導で産、官、学、ユーザーを交えた実用化推進体制の見直し・強化をすべき。併せて、標準マスターの開発・維持・保守等の負担についても見直すべき。 ( 保健医療福祉情報システム工業会 )</p>	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
		<p>(その9) 日本における医療情報システムの標準化に関する活動に対して、政府はてこ入れすべき。 ( 保健医療福祉情報システム工業会 )</p>	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
		<p>(その10) システムベンダーは標準的なデータフォーマット及びデータ交換規約の医療情報システムへの標準搭載を2006年度から順次開始すべく努力しており、この活動を継続させるための「標準実務を推進する組織」運営に対する支援を政府はすべき ( 保健医療福祉情報システム工業会 )</p>	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
		<p>(その11) システムベンダーによる医療情報システムへの標準搭載させるための方策とはどのようなものか。 ( (社) 日本画像医療システム工業会 )</p>	具体的な施策については今後の重点計画等の中で検討して参りたい。
		<p>(その12) 標準的なデータフォーマットおよびデータ交換規約の作成について早急を実施すべき ( (社) 日本画像医療システム工業会、(社) 電子情報技術産業協会 )</p>	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
		<p>(その13) 標準データフォーマット及びデータ交換規約について標準に適合しているかどうか、認定基準および第三者機関による認定などの透明性を確保すべき ( 保健医療福祉情報システム工業会 )</p>	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
		<p>(その14) 統合系医療情報システムが扱う情報に関して、標準コード、標準フォーマットの採用を、システムを導入する医療機関は入札仕様書に記載することを徹底するよう指導するとともに、医療従事者の院内での意思統一、運用検討、運用教育を実施することを制度的に実現すべき。 ( 保健医療福祉情報システム工業会 )</p>	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
		<p>(その15) 電子カルテの国際標準フォーマットを確立し、指紋などの生態認証によりセキュリティーの確立されたデータベースを構築、世界のどこからでもアクセス可能にする。この事により、例えば海外を旅行中に発病したり事故にあつたりした場合に、現地の医師が患者の生態認証を用いて医学的データや過去の病歴にアクセスできるようにする。この一連の作業において日本がリーダーシップを執る。</p>	<p>ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。</p>
		<p>(その16) 小規模の診療所や企業においても低コストでITを導入し活用できるシンクライアントシステムの普及を目指すべき</p>	<p>ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。</p>
		<p>(その17) 情報処理事業者による電子カルテASP事業は小規模医療機関にとって魅力的なサービスとなりうることから、厳格なセキュリティ対策を前提にASP事業者によるカルテ保管を承認すべき。 (保健医療福祉情報システム工業会)</p>	<p>ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。</p>
		<p>(その18) 複数の病院が共同センター的に電子カルテを利用する形態において以下の点について検討すべき。 1. 電子カルテ情報の保存先が実質医療機関とされている規制の緩和 2. 個人情報保護の観点でも「電気通信回線」を用いるものはハードルが高く緩和が必要 3. 電子認証、HPKI等、セキュリティアインフラの整備 4. カルテ記載を標準化して書けるようになるための教育整備 5. 標準コード、用語等の整備・維持の体制整備とその推進 6. 医療機関側でIT導入が促進の出来る要員の育成を目的とした公的資格制度制定 (保健医療福祉情報システム工業会)</p>	<p>具体的な施策については今後の重点計画等の中で検討して参りたい。</p>
		<p>(その19) 医療情報に関するセキュリティポリシーを早期に確立すべき</p>	<p>ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。</p>
		<p>(その20) すべての薬事対象品にドーズ単位でバーコードもしくは電子タグを添付するよう制度を充実すべき。また、一定期間後電子タグの無いものは薬事対象品と認めない等の処置をすべき。 (保健医療福祉情報システム工業会)</p>	<p>ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。</p>
		<p>(その21) 統合系医療情報システムの活用(電子紹介状の発行等)について奨励策(診療報酬上の評価等)を2006年度までに導入すべき。 (富士通株式会社、保健医療福祉情報システム工業会)</p>	<p>ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。</p>
		<p>(その22) 統合系医療情報システムの導入が医療機関自身にとってプラスになるよう、経営管理を支援する役割や資格の法制化をすべき。 (保健医療福祉情報システム工業会)</p>	<p>ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。</p>
		<p>(その23) 医療機関・薬局と保険者間の被保険者資格確認業務を2007年当初からオンラインで行えるようにし、資格確認ネットワークを2007年度までに整備し、2011年度当初から原則としてオンラインで確認することとする。 ( (社)電子情報技術産業協会、富士通株式会社、保健医療福祉情報システム工業会)</p>	<p>ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。</p>
		<p>(その24) 地域医療ネットワークの構築するためには推進が後手に回りがちな診療所、調剤薬局、介護施設等のIT化に対する具体的な支援が必要。 (マイクロソフト株式会社)</p>	<p>ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。</p>
		<p>(その25) 政府の認証基盤については共通の基盤を構築すべき。 (インテル株式会社)</p>	<p>ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。</p>
		<p>(その26) 安心で安全なネットワーク基盤についてはIPv6仕様と対応を図るべきである。 (IPv6普及・高度化推進協議会)</p>	<p>ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。</p>
		<p>(その27) インターネット等の利用を前提としたセキュアな基盤を整備すべき ( (社)電子情報技術産業協会、富士通株式会社)</p>	<p>ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。</p>
		<p>(その28) p13(医療情報化インフラの整備)3.の文末を次のとおり修正すべき。 2010年度までにセキュアなネットワーク基盤を活用して面的な医療連携を図る。(保健医療福祉情報システム工業会)</p>	<p>ご指摘等を踏まえ、「現状と課題」において「個人情報保護及びセキュリティに配慮しつつ」を追記する。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方	
今後のIT政策の重点		(その29) 「安全で安心なネットワーク基盤等の整備」とあるが、個人の医療情報をはじめ、医療情報化インフラを整備する上で、セキュリティ対策を十分に施すことが重要である。 (情報通信ネットワーク産業協会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。	
		(その30) レセプトのオンライン化には安全な通信ネットワークが必須。関係法令の整備や通信方式の基準、医療情報交換のための標準規約の整備が不可欠。併せて医療機関が許可した個人がネットワークを通じ自由に閲覧できるようネットワークを整備すべき。 (健康保険組合連合会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。	
		(その31) 6.において診療情報の提供・交換により何を実現するのか・したいのかを明確にすべき (社)日本画像医療システム工業会)	ご指摘の点については医療分野の情報化の基盤として必要である。	
		(その32) 旅先などでの緊急対応をスムーズに行うために、全国の医療機関からでも自らの医療情報(電子カルテ等)にアクセスできる「医療情報ネットワーク」を構築すべきである。 (情報通信ネットワーク産業協会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。	
		(その33) レセプトのオンライン化完了時期に対して、認証局の整備が遅すぎる。 (保健医療福祉情報システム工業会)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。	
		(その34) 医師の教育課程でITの基礎、応用教育の義務づけ、ITも活用できる専門職としての医師の育成をすべき (社)電子情報技術産業協会)	大学医学部の教育においては、平成13年に、医学生が卒業までに最低限履修すべき教育内容として「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を定め、この中で、情報リテラシー等を修得する際の到達目標が設定されているところであり、現在、これを踏まえ、各大学においてこの分野の教育の充実に努めている。	
		(その35) 情報過多の現在では新たな情報提供だけでは不十分で、国民一人ひとりが自身の健康情報を把握する力を持つような施策と両立させる必要がある。学校教育などにより数十年後には全ての国民が「健康情報を読み取るリテラシー」を持つように、誰もが適切な知識を得られる機会を得るとともに、知識を持たない国民が適切なアドバイスを受けられる体制の整備が必要である。 (慶應義塾大学 SFC研究所 ヘルスケア・インフォマティクス・リサーチ・ラボラトリ他同旨1件)	「情報を読み取るリテラシー」については、初等中等教育段階において、育成を図っているところであり、頂いたご意見は、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。	
		情報化推進体制の整備とグランドデザイン策定について	(その1) 5番目の目標である「医療・健康・介護・福祉分野全般にわたり有機的かつ効果的に情報化を推進する」ことは、特に重要である。 (慶應義塾大学 SFC研究所 ヘルスケア・インフォマティクス・リサーチ・ラボラトリ)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
			(その2) 医療分野のIT政策の統括体制の整備はアメリカのONCHITやイギリスのNPfITなどを参考に実行権限が付与された独立性の高い首相直轄型組織とすべき。	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。
			(その3) 医療・健康・介護・福祉分野全般の統括体制を整備するためには、地域医療機関のネットワーク実現に向けた具体的な施策の投入が必要である。 (マイクロソフト株式会社)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
(その4) 情報化推進体制の整備、グランドデザイン策定期と各戦略の目標時期が接近しているため、早期に体制の立ち上げ、着実に実施していただきたい (保健医療福祉情報システム工業会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。			
評価指標について	(その1) 実現に向けた方策に対し、評価指標が不十分と思われる。以下の3点の評価指標の追加が必要と考えます。 1 標準的なデータフォーマット及びデータ交換規約の活用による医療機関間並びに医療機関患者間の診療情報提供の状況。 2 標準的なデータフォーマット及びデータ交換規約の活用による医薬品、診療材料、医療機器利用の安全性確保の状況。 3 医療機関CIOの育成状況。	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。		
	(その2) レセプトのオンライン化は疫学的指標を把握したり、予防医学に生かしたり情報を活用することにあることから保険者ごとの効果を指標すべき。 (保健医療福祉情報システム工業会)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。		
	(その3) 評価指標として 疾病予防 医療の質の向上と効率化 医療費の適正化についても設定すべき。 (保健医療福祉情報システム工業会)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。		

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
		(その4) 医療安全の確保についての方向性や評価指標についても具体的な目標設定すべき。 (保健医療福祉情報システム工業会)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。
		(その5) レセプトのオンライン化率についての各年度目標を設定すべき (保健医療福祉情報システム工業会)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。
		(その6) 統合系医療情報システム導入やレセプトの完全オンライン化等の確実な達成に向け、各年度のPDCAを記載すべき。 (社)電子情報技術産業協会)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。
	インターネットを使った医薬品・医療材料の情報公開について	インターネット技術を使って医薬品や医療材料の詳細な情報が医療従事者についてでも利用可能な状態を作ることにより、日本国内に5万人以上いると言われる製薬会社や医療機器メーカーの営業員(MR)の数を半減させるべき。	日本医療機器産業連合会により既に取組がなされていると理解しております。なお、民間企業の営業員数について各企業の経営判断に任せるべきと考えます。
	医療機器流通の効率化について	医師協会の登録しているだけでも1,500を上回る医療機器卸業者の数を大幅に削減し、医療機器の流通に関わる中間マージンを削減する。	ご指摘の内容は、ITのみで可能となるものではないと思われる。
	医師の経歴情報の公開について	医師免許を持ち、医療に従事している全ての医師について、各々の出身大学、過去の医療過誤を含む一切の経歴を国民が自由に閲覧できる仕組みを作る。	医療及び医療機関に関する情報提供については、社会保障審議会医療部会において整理・検討したところ。これを受け、現在具体的な提供内容について検討しているところ。
	医療構造改革に海外医療先進国との連携について	国内の体制だけでは救えない患者を、早期に適切な世界最新の医療技術の恩恵を受けられるようにするため、海外医療先進国と、悪性新生物や新型コロナウイルス感染症などの予防・治療や、新薬・新治療法についての実績・実例などを共有できる情報ネットワークの連携を実現するべき。	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。
	医療安全の推進について	特に優先度の高い課題は「医療の安全性の向上」を図ることと考えられるため、医療安全の推進に係る具体策をより重点的に記載すべき。 医療安全推進策については、「医療安全対策の推進について(第13回社会保障審議会医療部会資料)」にも「患者、国民との情報共有と、患者、国民の主体的参加」が掲げられており、IT新改革戦略でも、患者の求めに応じて医療に関する情報を提供する基盤を整備すべき。 (特定非営利活動法人ヘルスケア・リレーションズ)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。
	個人医療情報センター(仮称)の整備	レセプトオンライン化や個人と保険者のネットワークの整備を効果的に行うためには、医療情報を一括管理できる「個人医療情報センター」(仮称)的な機構(公益性のある第三者機関)の創設が有益と考えられる。なお、当該センターは医療情報のみならず、被保険者資格情報等について管理することも検討に値する。 (健康保険組合連合会)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。
	医師・歯科医師および柔道整復などの施術師にかかるデータの整備	経歴・取り扱い症例、手術実施数、治療成績など、若しくは今後検討される医師等免許の更新制における成績等の情報について、その公開を希望した医師等については、上記のセンターへ「登録」することができる道筋をつけるべきである。それにより、患者サイドからは情報公開を医師ら本人が許可した、許可しなかったという事実や、経歴、治療成績などを知ることができる。 (健康保険組合連合会)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。
	被保険者証のICカード化へ向けた検討の促進	厚生労働省に設置されている「医療保険被保険者資格確認検討会」において、医療機関窓口での被保険者資格確認誤りの防止と事務の簡素化を目的としたQRコード導入の検討がなされているが、医療関連情報の有効活用の観点から、ICカードの将来的な普及を見据えた検討も引き続き国において行うべきである。(健康保険組合連合会)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。
	目的主導で技術中立的な施策を	遠隔医療や電子カルテ等において、常に利用者視点に立ち、機能的で、実施コストにも配慮された利用しやすい技術システムが選択される環境を維持する必要がある。開発と普及の推進以前に、導入目的の明確化が不可欠である。電子カルテで実現することを明確にし、それを広く周知することこそが、より良いシステムが普及する原動力になると考えられる。 (慶應義塾大学 SFC研究所 ヘルスケア・インフォマティクス・リサーチ・ラボラトリ)	導入目的の明確化は、IT戦略推進上、大変重要な問題と認識しており、「医療情報化インフラの整備の項目1」において、記述している。なお、具体的な方策については、重点計画等において適切に対応してまいりたい。
	情報化と電子化を推進するためのインセンティブの検討を	IT化の効果とメリットを体感できるようになるまでの普及期間は、サービス提供者にかかる負担(特に導入後数年間の維持コスト)について、何らかの形で補助できるような仕組みの検討が望まれる。そうしたサービス提供者へのインセンティブの検討にあたっては、それが国民の利益に資することをチェックできる体制が求められることは言うまでもない。 (慶應義塾大学 SFC研究所 ヘルスケア・インフォマティクス・リサーチ・ラボラトリ)	ご指摘の内容については今後の重点計画等において適切に対応して参りたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点 (1) 21世紀に克服すべき社会的課題への対応 (ITを駆使した環境配慮型社会)	ITを活用した環境対策について	(その1) ITは、経済を活性化させるものであり、合理化を目指すためのツールなので、ITを活用すれば環境に負荷を掛けるのは当然であり、その負荷の低減のためにITを活用することは理解できない。	ITの活用がもたらす環境への影響も踏まえ、IT機器のエネルギー効率の一層の向上等に努めてまいりたい。既に、BEMS (HEMS) やITS等のITを活用した環境対策は実施されている。ITの持つ環境負荷低減のポテンシャルを踏まえ、引き続きITを活用した環境対策を着実に推進してまいりたい。
		(その2) ITを主軸に環境対策を捉える必要があるのか理解できない。	環境問題に対するITの役割を記述したものであり、ITを主軸に環境対策を捉えようとするものではない。
		(その3) 環境負荷の低減やエネルギー使用量抑制の具体的目標・マイルストーンを設定して推進すべきである。 (情報通信ネットワーク産業協会)	京都議定書目標達成計画等において目標値が既に設定されているところであり、IT戦略本部として、その達成に向けて取り組んでまいりたい。
		(その4) ITを活用した環境対策事例を広く啓蒙すること、及び環境対策推進に寄与するシステム投資にインセンティブを付与することにより導入促進を図ることも重要である。 (情報通信ネットワーク産業協会)	インセンティブの付与も含めたITを駆使した環境対策の推進にあたって、参考の一つとさせていただきます。
		(その5) 管理ではなく、持続可能な開発の実現を目指す姿勢、持続可能な開発を指向したITの活用を盛り込むべき。	ご指摘の趣旨は踏まえられていると考えているが、ご指摘の内容については、今後の政策の推進にあたっての参考とさせていただきます。
		(その6) 産業廃棄物の管理という視点からだけでなく、業種や業界を超えた資源循環(蓄積)システムを考察する必要がある。 (株式会社イースクエア)	ご指摘の趣旨は踏まえられていると考えているが、ご指摘の内容については、今後の政策の推進にあたっての参考とさせていただきます。
		(その7) ITのみに過度な期待を寄せるのではなく、他の(環境)政策との連動を計り、個々の影響を見極めた上で、経済性のみを優先しない、社会の全体最適を目指すべき。 (株式会社イースクエア)	ご指摘のとおり、環境関連の各種計画と連携して、ITを活用した環境対策を推進してまいりたい。
		(その8) 個々の環境配慮技術や機器の促進は、総量の増加によって環境負荷を増大してしまう。消費段階を考慮に入れた産業中心ではない、社会中心の対策を構築する必要がある。 (株式会社イースクエア)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進にあたっての参考とさせていただきます。
ITを活用した環境情報の収集・整理・分析・蓄積・提供について	(その1) 環境情報の定義を明確にするとともに、環境対策の検討に資する基礎情報の収集・提供等も検討範囲に含めるべき。 (財団法人日本自動車研究所)	今後、いかなる環境情報の収集・提供を行うべきかについて検討を行うにあたって、ご指摘の内容については、参考とさせていただきます。	
	(その2) 有益な環境情報の収集から供給に効率的に結びつけるためには、オープンテクノロジーやオープンスタンダードを積極的に支援していく必要がある。技術や基準をオープンにすることにより、多様な視点から最適化がもたらされることが期待される。 (株式会社イースクエア)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進にあたって参考とさせていただきます。	
IT機器の省エネ化について	(その1) 省エネルギー型IT機器やシステム基盤の研究・開発を加えるべき。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進にあたっての参考とさせていただきます。	
	(その2) IT機器(サーバ機器)のエネルギー効率の評価指標として、設置スペースと消費電力、性能を包括的に考えた測定基準であるSWaP値(Space,Watts and Performance)を提案する。 (サン・マイクロシステムズ株式会社)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進にあたって参考とさせていただきます。	
廃棄物のトレーサビリティを向上させることと不法投棄の防止について	(その1) 不法投棄は事前に抑止すべきであり、トレーサビリティの向上は、事後発生すぎる受け身の方策ではないか。	廃棄物のトレーサビリティを向上させることにより、官民における廃棄物管理能力が高まり、不法投棄の未然防止に寄与するものと考ええる。	
	(その2) 不法投棄はその地域の価値を低下させる可能性が高いので、その削減に向けた取組が推進されることを期待する。 (宇宙通信株式会社)	今後とも、皆様の期待に添うようにしっかりと進めてまいりたい。	
電子タグを活用して、産業廃棄物のトレーサビリティを向上させることについて	(その1) 電子タグを製品に付与するコストは製品に追加され、メーカーが追う経済的負担となる。電子タグが不法投棄の抑止力になるとは思えない。2010年に不法投棄されるものが電子タグが組み込まれているような製品とも思えない。産業廃棄物処理業者のトラックにGPSをつけて経路を行政で管理するだけでもよいのではないか。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進にあたっての参考とさせていただきます。	
	(その2) ICタグの活用が正負の両面を持つものであることが示されており、消費者の個人情報保護の問題が提起された時の対処方法も織り込んだ数値目標を設定しているのが不明である。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進にあたっての参考とさせていただきます。	



分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点	ITを活用したPETボトルの回収システムについて	PETボトル(有価資源)をIT技術にて適切に監視し、トレースするシステムの構築が必要。回収の際には、PETボトル自動回収機で直接回収し、回収した際にインセンティブとして消費者にポイント還元する消費者参加型リサイクルシステムを提案する。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進にあたっての参考とさせていただきます。
	ITSによる渋滞の緩和について	(その1) ITSによる渋滞の緩和は、既にETCの普及促進により一定の成果をあげているが、今後も、より利用者側の立場にたったETC普及促進策を推進すべきである。あわせて、スマートICの効果的箇所への展開やTDM(Transportation Demand Management)の推進により交通流の円滑化を図ることが、環境負荷低減対策として有効である。 (情報通信ネットワーク産業協会)	ご指摘の趣旨は踏まえられていると考えているが、ご指摘の内容については、今後の政策の推進にあたっての参考とさせていただきます。
		(その2) ITを駆使した環境配慮型社会の実現にあたっては、ITSの活用が不可欠であり、官民一体の連携が重要。具体的には、新たなITSシステムの整備においては関係省庁が連携して、インフラ・車載器使用の統一、インフラ整備のロードマップの早期提示と実現、および車載器普及施策の推進を進めることが必要。	ご指摘の趣旨は踏まえられていると考えているが、ご指摘の内容については、今後の政策の推進にあたっての参考とさせていただきます。
		(その3) 交通渋滞によるCO2排出量を削減するために、路上駐車管理とロードプライシングを、GPSと携帯電話を活用したITで実施する事を提案する。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進にあたっての参考とさせていただきます。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
1. ITの構造改革力の追求			
(2) 安全・安心な社会の実現 (世界に誇れる安全で安心な社会)	安心安全全般について	(その1) 地震や災害、犯罪が過度に増加し、深刻化しているかのような印象を受けるが、国民の要求する安定水準があがってきたことなので、過度に不安や恐怖を煽り立てるのは如何なものかと思う。	地震・台風等による甚大な被害の発生、凶悪犯罪の多発、テロの脅威の拡大、食品に関する問題の発生等によって、多くの国民が様々な不安を抱えており、これらの多様な課題を解決するためにはITの活用は有効であると認識している。
		(その2) 安心・安全に関する国民の側の意識レベルを高めていくことが重要と考えますので、その為の施策も並行して展開することを期待する。 (宇宙通信株式会社)	具体的な施策については、今後重点計画等において、適切に対応して参りたい。
		(その3) 防災・治安のために必須の個人情報管理を充実させるための個人情報保護法の見直しを明記すべきと考える。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
	防災について	(その1) 「ナショナル・プロジェクト：総合防災対策情報システムの構築」を提案する。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
		(その2) 地震・津波による被害に加えて風水害も十分大きいことから、「テロや地震・風水害等の災害による被害を減少させる」というように明記すべき。 (情報通信ネットワーク産業協会)	目標1のテロや地震は直後に「等」とあるように、ご指摘の風水害も目標に含まれる。
		(その3) 目標達成のために、以下の方策を提案する。 ・防災設備等の日常的な管理体制の強化。 ・情報収集の迅速化・精度向上を図るために、センサーネットワーク技術等の技術開発及び導入促進。 ・現在放送波が届きにくい地下街等においても災害情報を得られるよう地上デジタル放送等の受信環境整備の推進。 ・政府や企業の業務継続性確保のため、複数地域に分散して基幹システム・データを冗長化(重複化)する等の設備投資の促進支援。 (情報通信ネットワーク産業協会)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
		(その4) 現在、災害情報システムは専用のシステムが中心で、利用者の視点からは使いにくい。防災システムを如何に日常の情報提供の中に取り組みで行くかが必要である。 ( (社) 電子情報技術産業協会 )	「実現に向けた方策1」で防災コンテンツ等の国民への提供の方策を明示したとおり、利用者の視点は重要な課題であると認識しているところ。具体的な施策については、今後重点計画等において、適切に対応して参りたい。
		(その5) 2008年度までに、政府における災害時の業務継続計画を策定し、2010年までに業務継続性管理を導入するとともに、人材育成やプロセス、用語等の標準化を推進すべき。 (富士通株式会社)	業務継続計画の策定の方策を明示したとおり、重要な課題であると認識しているところ。具体的な施策については、今後重点計画等において、適切に対応して参りたい。
		(その6) 地上デジタルテレビ放送において、緊急起動信号による災害情報伝達を実用化する際には、諸課題を慎重に検討したうえで、目標年次を設定すべきである。 (社団法人日本民間放送連盟)	新たな技術を実用化する際には、諸課題の慎重な検討を行うことが必要であると認識しているところ。いただいたご意見に示された諸課題を勘案しつつも、2007年度の実用化を目標として、適切に対応して参りたい。
		(その7) 被災後の復旧・復興に向けたITの効果的活用も重要。 (株式会社NTTデータ)	災害による被害の軽減には、復旧・復興に向けた取り組みも含まれる。具体的な施策については、今後重点計画等において、適切に対応して参りたい。
(その8) 重要インフラの信頼性・安全性に関わる共通の基準を設けることが必要。 (株式会社NTTデータ)	当該目標は「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」(2005年12月13日 情報セキュリティ政策会議決定)にも明記されているものであり、本戦略においても、その達成に向け取り組んでいくこととしている。		
(その9) 今後、電子政府共通基盤で推進されつつあるIPv6ネットワークは、信頼性や柔軟性の両立が高いレベルで実現可能と考えている。コストの面等を総合的に考慮した段階的なIPv6への移行も検討すべき。 (エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、IPv6普及・高度化推進協議会他同旨1件)	IPv6についてはP23「21世紀型社会経済活動」の「実現に向けた方策12」において各府省の情報通信機器の更新に合わせ、原則として2008年度までにIPv6対応を図ることを記載しているおり、政府としても早期普及に向けて取り組んでいきたい。		
治安について	(その1) テロ対策、凶悪犯罪対策等の各種治安対策においてITの活用を促進するとありますが具体的にどのようなことが明示いただかないと不安。	具体的な施策については、今後重点計画等において、適切に対応して参りたい。	
	(その2) 学校の登下校において安全性が確保されるよう対策が必要である。 (日本電気株式会社)	子どもの安全については、ご指摘や昨今の状況等を踏まえ、「実現に向けた方策5.」を以下のとおり修文し、明確化する。 「テロ対策、凶悪犯罪対策等の各種治安対策や子どもの安全確保においてITの活用を推進する。」	

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点		(その3) 日常の安心安全について、子供の安全や高齢者の安心に関する記述がまったくないのは、防災・テロに対する治安等のみが対象なのかと思ってしまう。防犯や交通弱者に対する施策も含めた広範な安全安心を目指してもらいたい。	本戦略は、ご指摘の趣旨も踏まえているもの認識しており、今後戦略及び重点計画に基づき施策を推進していくこととしている。また、ご指摘や昨今の状況等を踏まえ、「実現に向けた方策 5 .」を以下のとおり修正し、明確化する。 「テロ対策、凶悪犯罪対策等の各種治安対策や子どもの安全確保においてITの活用を推進する。」
		(その4) 地域の治安対策において、プライバシー等の保護に適切に配慮しつつ、防犯カメラや電子タグ等のITを利用した地域の見守り機能の向上について検討を進めるとともに、携帯メール等を活用した防犯情報提供により住民自らの注意・対策を促す方策を推進する。テロ対策において、生体認証やeパスポート等の導入を促進し、テロに関係する団体・人物等に関するデータベース管理や諸外国との情報共有システムを構築することにより出入国管理を強化するとともに、港湾・海岸線等の監視体制についても強化していく。 (情報通信ネットワーク産業協会)	ご指摘の点については、既に関係府省において試験的な取組みが開始されているものと承知している。ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
		(その5) 「テロ対策、凶悪犯罪対策等の各種治安対策において、プライバシーの保護に留意しながらITの活用を推進する。」とするべきである。	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。なお、本戦略案の2頁において「・・ユビキタスなネットワーク社会を、セキュリティ確保やプライバシー保護等に十分留意しつつ実現することである。」と記述があるところ。
	食について	(その1) 目標達成のために、以下の方策を提案する。 ・トレーサビリティが、国民に広く受け入れられ信頼されるものとなるためには、情報の非改ざん等の証明が必要。電子署名、位置・時間証明等の技術開発及び導入を推進すべき。 (情報通信ネットワーク産業協会)	国民が信頼できるトレーサビリティの構築は重要な課題であると認識しており、頂いたご意見を参考にしつつ、適切に対応して参りたい。
		(その2) 鮮魚の原産地表示の問題などの「トレーサビリティ」の考え方の実用面からの見直しの検討が必要。	いただいた原産地表示の問題を含む表示ルール全般に関しては、消費者の関心、表示の実行可能性等を踏まえて、より分かりやすい表示となるよう引き続き農林水産省等を中心に検討して参りたい。
		(その3) 食品トレーサビリティ普及のためには、食品共通コードの整備普及が急務。 ( (社) 電子情報技術産業協会、富士通株式会社 )	トレーサビリティの構築に当たっては、システムの相互運用性の確保は重要な課題の一つであると認識しており、いただいたご意見を参考にしつつ、適切に対応して参りたい。
		(その4) トレーサビリティシステム普及のためには、導入する必要性及びISO・HACCP・GAP等との連携についてのガイドライン策定、生産・流通・小売を通じた導入のためのインフラ作り等が必要。 ( (社) 電子情報技術産業協会 )	トレーサビリティの普及のためにはガイドライン策定等は重要な課題であると認識しており、頂いたご意見を踏まえて適切に対応して参りたい。
		(その5) 国内産品についてのみトレーサビリティ・システムを整備しても不十分であり、輸入食品等についても取り組むべき。 (株式会社NTTデータ)	本戦略の目標に掲げている「国内の主要な生鮮食品等」は必ずしも国内産に限定してものではない。なおご指摘頂いた輸入食品等については、重点計画等において適切に対応して参りたい。
		(その6) 日本の農業における構造改革をより着実なものとするため、各種農業生産に有用なデータ活用などITの利用促進政策を実施すべき。 (富士通株式会社)	構造改革とIT化は社会の改革の両輪をなすものであり、日本の農業の構造改革においてもITの活用は重要であると認識しており、頂いたご意見を踏まえて適切に対応して参りたい。
	(2) 安全・安心な社会の実現 (世界一安全な道路交通社会)	目標設定について	2005年の死者数が7000人を切った状況を踏まえると、目標としては、「現状の交通事故死者数を半減」といった高い目標設定とすべき。(三菱電機株式会社)
(安全運転支援システム) 実現体制について		欧米は国家プロジェクトとして「安全運転支援システム」の実用化に取り組んでおり、今後は関係省庁と民間が一体となって日本が先駆けてシステムを実用化すべく、内閣官房の強力なリーダーシップを期待。(特定非営利活動法人ITS JAPAN他同旨4件)	2006年早期に官民の連携会議を内閣官房が中心となって立ち上げ、実験内容の検討等を行っていくこととしているなど、官民一体となった施策の推進に努めてまいります。
(安全運転支援システム) 実現方策について		(その1) メディア特性の比較検討に当たっては、現状の赤外線、電波の他、プロトコルを含む各種通信方式の適合性を再確認すべき。 (その2) 最終的に一般ユーザーに負担がかかる複数メディアによるハイブリッド方式の導入は、車載機普及の妨げとなるため、避けるべき。	ご指摘の点については、今後実証実験の具体的な内容をとりまとめる中で検討してまいります。 ご指摘の点については、今後実証実験の具体的な内容をとりまとめる中で検討してまいります。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
		(その3) 既に官民連携で進めていた「スマートウェイ推進会議」の答申を受け2007年本格導入に向けて、国交省で進めている「交通安全対策サービス」を基本として進めるべき。(三菱電機株式会社他同旨1件)	ご指摘の点については、今後実証実験の具体的な内容を取りまとめる中で検討してまいりたい。
		(その4) 路車間通信だけでなく、車車間通信、車路車通信によるものなど、広範囲にわたる検討を行うべき。	「インフラ協調による安全運転支援システム」は、注書きにもある通り、車車間、車路車間通信によるものも含んでいる。
		(その5) 今後の交通事故対策は、高齢者の事故削減が急務であり、高齢者の運転特性を把握し、効果的なインフラ投資を行うべき。(財団法人日本自動車研究所他同旨1件)	ご指摘の点については、今後実証実験の具体的な内容を取りまとめる中で検討してまいりたい。
		(その6) ユニバーサルデザインを意識した使いやすく分かりやすい車載機を開発すべき。(情報通信ネットワーク産業協会)	ご指摘の点については、今後実証実験の具体的な内容を取りまとめる中で検討してまいりたい。
		(その7) システム障害は事故に直結するため、これら障害への対応は十分に考慮すべき。	ご指摘の点については、今後実証実験の具体的な内容を取りまとめる中で検討してまいりたい。
		(その8) D S R Cの多目的利用等他のIT S推進施策との連携についてもお願いしたい。(財団法人日本自動車研究所)	ご指摘の点については、今後実証実験の具体的な内容を取りまとめる中で検討してまいりたい。
		(その9) 実証実験に当たっては、ぜひとも協力させていただきたい。(北九州市 他同旨1件)	実証実験の箇所については、具体的な実験内容等を検討した上で効果的な地域を適切に検討してまいりたい。
		(その10) システム参加のために、プライバシーの侵害には十分留意すべき。	ご指摘の通り、十分留意していきたい。
	(安全運転支援システム) 制度面での対応について	システムに対応した車載機の早期普及に向け、その取得のための優遇税制や各種保険など制度面での対応も推進すべき。(三菱電機株式会社他同旨3件)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
	(安全運転支援システム) 評価方法について	(その1) 評価方法については、事故削減件数評価のみでなく、事故直前のヒヤリ・ハット等車両挙動に基づく定量的評価手法の有効性について評価すべき。(技術研究組合走行支援道路システム開発機構)	具体的な評価方法については、今後検討する中で十分議論して参りたい。
		(その2) 評価指標として、「交通事故死者数」があるが、人命を対象とするのは好ましくない。	これまでも「交通事故死者数」を目標として交通安全対策を推進しており、政府としては今後とも事故死者数の削減に向け各般の取組を推進してまいりたい。
	その他	(その1) 走行距離等の実績を加味した免許証のICカード化により、安全運転の評価制度を確立するとともに、優良ドライバーに対し、税制面での優遇を推進すべき。	ご指摘の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。
		(その2) 交通量の適正化のためのITを活用したロードプライシングなどについても記述すべき。(社)電子情報技術産業協会)	ご指摘の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。
		事故を引き起こさないために、ITを活用したドライバーの事前判定や監視強化を行うべき。	ご指摘の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。
		(その3) 位置情報は、重要なプライバシーに関わる個人情報にため、携帯電話等を活用した事故現場の位置情報システムの導入は、慎重な検討が必要。(インテル株式会社)	ご意見の通り個人情報保護は重要であり、施策の推進にあたっては十分留意してまいりたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
1. ITの構造改革力の追求			
(3) 21世紀型社会経済活動		21世紀型社会経済活動が普及していくには、既存慣習の変革が必要であり、新しい活用スタイルの提示が重要。(宇宙通信株式会社)	IT社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担い、官は公正な競争の促進、規制の見直し等民間の活力が十分発揮されるための環境整備を中心とした施策を遂行するという役割分担を原則としているところ。
(3) 21世紀型社会経済活動 (- オンライン化申請率50%達成や小さくて効率的な政府の実現 -)	オンライン利用の促進について (優先度)	真に必要な手続について優先度を付けて行うべき。また、評価指標として「申請・届出等1件あたりに要する国のコスト」を入れて頂きたい。	優先度については、IT政策パッケージ2005に基づき、年間申請件数の多い手続、利用頻度の高い手続及び企業ニーズの高い手続等をオンライン利用促進対象手続として定めたところ。 ご指摘の評価指標については、今後の評価にあたっての参考とさせていただきます。
	(利用目標設定)	オンライン利用率目標達成に向けた具体的な施策を策定し公表願いたい。 (日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・運営機構他同旨2件)	ご指摘の点は、IT政策パッケージ2005に基づき策定する、オンライン利用促進のための行動計画の中で17年度末までに策定・公表する予定。
	(本人確認の簡素化)	現行の役所窓口における手続において厳格な本人確認を実施していないものについては公的個人認証による認証を不要にするといった抜本的な整理が必要。 (地方税電子化協議会、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・運営機構、岐阜県、(社)電子情報技術産業協会他同旨1件)	ご指摘の点は、1(3)「世界一便利で効率的な電子行政」の「実現に向けた方策」において公的個人認証の普及促進策及び本人確認方法の簡素化に関する施策を提示しているところ。
	(電子証明書の普及)	オンライン利用の促進を図るため、民間の取引における電子署名の普及、特定認証局の電子証明書の普及、の取組が必要である。(岐阜県、日本司法書士会連合会他同旨6件)	公的個人認証サービスの利用・活用の推進については、IT政策パッケージ2005において施策を掲げており、ご指摘の点も踏まえつつ、施策を推進してまいりたい。
	(公的個人認証の普及)	公的個人認証の電子証明書が利用者にとって身近なものとなるよう格納媒体の拡大や、多目的利用のための民間開放、自治体条例での縛りの見直し等、制度面も含めた環境整備が必要。 (岐阜県、(社)電子情報技術産業協会、富士通株式会社、日本司法書士会連合会他同旨1件)	公的個人認証サービスの利用・活用の推進については、IT政策パッケージ2005において施策を掲げており、ご指摘の点も踏まえつつ、施策を推進してまいりたい。
	(ICカードを利用した本人確認の普及)	(その1) 急速に進展するIT社会では「なりすまし犯罪」が大きな社会問題となっているので、ICカードシステムを活用した公的「本人確認」サービスを広い用途に提供すべきである。 (有限責任中間法人日本ICカードシステム利用促進協議会他同旨1件)	公的個人認証サービスの利用・活用の推進については、IT政策パッケージ2005において施策を掲げており、ご指摘の点も踏まえつつ、施策を推進してまいりたい。
	(土業団体の活用)	(その2) 行政サービスの広域実施や利便性向上のため、医療等、他サービスとの融合・連携の促進を図るべきである。そのためには、住基ネット等に生体認証等を用いて、個人情報保護策も強化すべきである。 ( (社)電子情報技術産業協会、富士通株式会社)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進にあたっての参考とさせていただきます。
	(添付書類の簡略化)	オンライン利用の促進を図るため、各分野(税申告、登記、各種行政手続、社会保険関係等)の専門資格者(土業)の活用を図ることを明記すべきである。	ご指摘の点も参考に、17年度末までに、オンライン利用促進のための行動計画を策定してまいりたい。
	(利用者支援)	電子契約書など民間における電子文書の行政手続きでの受入等、申請・届出の書類をもっと実地面から見直して欲しい。 (株式会社NTTデータ他同旨3件)	実現に向けた方策3において記述しているところである。また、ご指摘の点も参考に、17年度末までに、オンライン利用促進のための行動計画を策定してまいりたい。
	(電子交付)	「電子申請」の普及啓蒙のため、「電子申請普及啓蒙講座」を開催したり、疑似体験ツールを用意するなど、実践的な利用者教育を推進すべき。 (情報通信ネットワーク産業協会、インテル株式会社他同旨2件)	ご指摘の点も参考に、17年度末までに、オンライン利用促進のための行動計画を策定してまいりたい。
	(電子交付)	オンライン利用の促進を図るため、電子申請を行った結果となる給付としての電子交付(電子認証付)の実現を記載すべきではないか。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進にあたっての参考とさせていただきます。
	(納税証明)	添付書類の省略・廃止に関して、「納税証明」については、役所間の連携があれば、実現可能で非常に効果が高いため、例として記載してはどうか。	いただいたご意見については、今後重点計画等において、検討してまいりたい。
	(業務の効率化)	(その1) 電子申請の導入ありきの現状の中で、利用率50%の達成に向けて、PDCAサイクルをどうまわしていくのか、業務効率化を検討した上での電子化を実現すべき。 (日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・運営機構、情報通信ネットワーク産業協会、岐阜県他同旨1件)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進にあたっての参考とさせていただきます。
	(インセンティブ)	(その2) 法人税と法人地方税の電子申告は一体化するなど、中央官庁、地方行政、外郭団体まで含めた標準化を行うべき。 (インテル株式会社他同旨1件)	目標に「国民の利便性の向上」を掲げているところであり、ご指摘の内容については、今後の政策の推進にあたっての参考とさせていただきます。
	(インセンティブ)	オンライン利用率向上に向けて、手数料の減免、処理期間短縮等のインセンティブ付与を検討すべき (日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・運営機構、情報通信ネットワーク産業協会、(社)電子情報技術産業協会、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社他同旨2件)	ご指摘の点も参考に、17年度末までに、オンライン利用促進のための行動計画を策定してまいりたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
(電子納付)	(登記関連)	「利用者・生活者重視」の趣旨を踏まえ、また、電子化効果を最大限高めるためにも、電子納付をセットとして整備目標を掲げられたい。(日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・運営機構他同旨1件)	実現に向けた方策2において記述しているところであり、ご指摘を踏まえ、電子納付をセットとした施策を推進してまいりたい。
	(その1)	法務省登記オンラインシステムについて、代行登記を行う際の簡便な本人および代理人確認ができる体制の構築、全庁オンライン化の一層の前倒し、オンライン申請時の登録免許税軽減等のインセンティブ方策、が必要。(日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・運営機構、日本司法書士会連合会他同旨1件)	ご指摘の点も参考に、17年度末までに、オンライン利用促進のための行動計画を策定してまいりたい。
	(その2)	法務省登記オンラインシステムについて、商業登記における電子証明書請求時の電子的な対応のみの一本化、地図情報システムによるXML形式申請の早期拡大、が必要。(日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・運営機構他同旨1件)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	(その3)	登記情報提供サービスの利用を促進するため、現行の950円という手数料を低くすべき。(日本司法書士会連合会)	ご指摘の点も参考に、17年度末までに、オンライン利用促進のための行動計画を策定してまいりたい。
	(その4)	不動産登記のオンライン申請の促進を図るため、登記の原因となる実体の審査を司法書士と登記官が二重で行うのではなく、登記官が司法書士の審査の真実性を審査するように見直すべき。(同旨1件)	ご指摘の点も参考に、17年度末までに、オンライン利用促進のための行動計画を策定してまいりたい。
	(その5)	不動産登記のオンライン申請の促進を図るため、司法書士が関与した新規作成型の登記原因証明情報については、元になった情報の原本保管や、その他の担保措置を講じたうえで、当事者の電子署名を省略できることとすべき。(日本司法書士会連合会他同旨3件)	ご指摘の点も参考に、17年度末までに、オンライン利用促進のための行動計画を策定してまいりたい。
(国税関連)	(その6)	登記識別情報の管理は通常の国民にとって不可能といえるほど困難であり、登記識別情報を使わない慣行を徹底すべき。(同旨3件)	ご指摘の点も参考に、17年度末までに、オンライン利用促進のための行動計画を策定してまいりたい。
		国税庁e-Taxについて、添付書類の廃止、スキャナ読取形式の導入、税率の優遇等のインセンティブの導入、簡便に電子的な本人及び代理人の確認が行える、税理士による代理人制度の確立、「所得税確定申告書作成コーナー」から直接電子申告可能とする、電子納税証明書の受取り側の環境整備、諸外国の成功例の分析・取り込み、が必要。(日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・運営機構他同旨2件)	ご指摘の点も参考に、17年度末までに、オンライン利用促進のための行動計画を策定してまいりたい。
	国・地方公共団体の窓口担当者への電子政府化構想の重要性の啓蒙について	オンライン利用の促進を図るため、国・地方公共団体の窓口担当者への電子政府化構想の重要性の啓蒙を実施すべき。	国・地方公共団体の窓口担当者へ引き続き電子政府化構想の重要性の啓蒙を図る施策を推進してまいりたい。
	オンライン利用率目標の達成に向けたデジタルディバイドの解消について	オンライン利用率目標の達成に向け、デジタルディバイドの解消など地方公共団体だけに頼らない広範な取組が必要である。(岐阜県)	デジタル・ディバイド対策については、2-(1)「デジタル・ディバイドのないIT社会の実現」の「実現に向けた方策」において具体的な施策が掲げられているところ。
	税や手数料等の電子的な納付普及について	税や手数料等の電子的な納付普及については、インターネットバンキング、コンビニ収納、クレジット収納が出来るようにネットワークを共通化することが必要である。(社)電子情報技術産業協会)	実現に向けた方策2において記述しているところであり、ご指摘の内容については、今後の施策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	セキュリティ対策向上による不安解消について	オンライン利用率向上のため、セキュリティ対策向上による不安解消等が必要である。(株式会社NTTデータ)	ご指摘の点は、2.IT基盤の整備の(2)安心してITを使える環境の整備に記載しているところ。
	国から地方公共団体に発出される文書の電子化について	「各府省から地方公共団体に発出される文書の100%電子化」という目標をかかげるべきである。	ご指摘の点は、IT政策パッケージ2005において、「電子政府・電子自治体の共通基盤の利用・活用の推進」において露が関WAN・LWANの積極的活用に関する施策を掲げ、電子行政推進国・地方公共団体協議会(事務局:総務省)において、国の各府省と地方公共団体の代表団体の協議を踏まえ既に取組が進んでいるところ。 国の各府省と地方公共団体との間の電子化については、上記取組とあわせ、本戦略においても、1(3)「世界一便利で効率的な電子行政」の「実現に向けた方策」において国・地方公共団体の情報システムのデータ標準化の推進に関する施策が掲げられているところ。
	電子申請アプリケーションの標準化について	省庁、自治体の電子申請システムの要求するJREのバージョン違いやJAVAポリシーの違うため標準化すべき。(情報通信ネットワーク産業協会、日本司法書士会連合会他同旨3件)	国の各府省の汎用的な電子申請システムについては、電子申請の総合窓口(e-Gov)へ集約することとされており、この中で、ご指摘の点についても対応できる見込み。 各地方公共団体の電子申請システムに関しては、各都道府県の実情を踏まえ実施するものと理解しているところ。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
	国・地方公共団体の情報システムのデータ標準化について	電子施行文書のデータ標準化について、技術面の詳細な内容まで踏み込んだ全国統一的な企画を示すべき。(情報通信ネットワーク産業協会、岐阜県他同旨1件)	データ標準化については、総務省の「データ標準化ワーキング」等において検討しているところ。ご指摘の内容については、今後の政策の推進にあたっての参考の一つとさせていただきます。
	公的個人認証対応の電子申請システムの地方自治体への導入について	公的個人認証に対応した電子申請システムを地方自治体が導入する際には、施策の後押しが必要である。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
	先行自治体の事例分析や意見を踏まえた取組について	世界一便利で効率的な電子行政を実現するため先行自治体の事例分析や意見を踏まえた取組を要する。(同旨1件)	ご指摘の点については、IT政策パッケージ2005に基づき、総務省において事例紹介、分析がなされているところ。
	電子投票について	e-Japan重点計画2002以降挙がっていた電子投票については、今回の新戦略にも盛り込むべきである。(社)電子情報技術産業協会)	ご指摘の内容については、今後、重点計画策定等の中で検討されるべきものと認識。
	住民基本台帳ネットワークと住民票の利用拡大について	住民基本台帳ネットワークと住民票の利用拡大は個人情報の必要以上の関連付けによるプライバシー毀損のリスクを増大させるため、既存法令の範囲内での活用であり、法改正を伴わないことを明記すべき。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
	産・学・官協同での地域ポータル構築について	地域情報化を進めるためには、利用者・生活者の立場にたつて、産・官・学の協同において地域ポータルサイトを構築して、もっと構造改革を進めるべき。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
	公開鍵及び電子証明書の世界管理について	公開鍵及び電子証明書の世界管理が実現していないため、移転・死亡などにより電子署名の有効性を検証できないことがあり、改善が必要である。(日本司法書士会連合会)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
	PMOについて	(その1) 各省庁ごとにPMOを設けることは省庁縦割りの弊害を温存すると考える。  (その2) ITガバナンスを維持していくための人材や組織作りについて具体的な施策を期待したい。(株式会社NTTデータ)	電子政府を効果的に推進するためには、まず、各府省CIOの下で、府省内の情報システムに関する業務について責任を持って統括する体制を整備することが重要と考えており、その上で、CIO連絡会議や電子政府評価委員会(仮称)の活用などにより政府横断的な連携を確保してまいりたい。  各府省CIOの下で、CIO補佐官等の外部専門家の活用を含め必要な体制の整備に今後とも努めてまいりたい。
	電子政府評価委員会(仮称)について	(その1) 電子政府評価委員会のもとにしっかりした実働部隊が必要と考える。  (その2) 電子政府評価委員会が、どのようなポイントで何を評価するのか明確にすべき。(社)電子情報技術産業協会)  (その3) 電子政府評価委員会においては、政府の情報システム調達のあるべき姿を方針として明確に打ち出し、これに基づいて厳正な審査・評価を実施すべき。(富士通株式会社)	ご指摘のとおり、電子政府評価委員会(仮称)については、その機能が有効に働くように十分な体制整備に努めてまいりたい。  電子政府評価委員会(仮称)の具体的な機能等については、今後、重点計画等においてより明確化を図ってまいりたい。  政府の情報システム調達の方針については、本戦略に基づき、政府としてガイドラインを策定することとしているところであり、電子政府評価委員会(仮称)における審査・評価に当たっても有効に活用されるものと考えている。
	共通システムについて	共通連携システムをまとめる組織には権限が必要と考える。	ご指摘のとおり、府省共通業務・システムに係る調整等を行う体制については、円滑にその機能が発揮されるよう工夫してまいりたい。
	費用対効果について	民間業者に支払われた血税は、数百億円とも数千億円とも言われており、その額をまず明らかにして、その使い道とその成果を公表すべき。(同旨1件)	電子政府の推進に当たっては、費用対効果の明確化が重要と考えており、現在、業務・システムの最適化に当たっては、業務処理時間や経費の削減効果(試算)を数値で明らかにするなどの取組を進めているところであるが、今後とも費用対効果の明確化に努めてまいりたい。
	情報システム調達について	(その1) 情報システムの調達においては、我が国IT産業の優れた技術の活用の視点について考慮することが必要である。(社)電子情報技術産業協会、富士通株式会社)  (その2) 情報システム調達ガイドラインの策定に当たっては、受発注者の責任及び役割分担の明確化等を図るべき。(富士通株式会社)  (その3) 入札における競争と透明性の向上に焦点を当てた政府のIT調達改革を実施し契約における責任分担を明確化し、政府支援プロジェクトを通じて創出された新たな知的財産の利益を広く普及させ、調達品に組み込まれている知的財産の正当な権利を保護し、調達担当職員に対する知的財産研修を増加させる。(米国大使館)	ご指摘の点も考慮しつつ、適正かつ効率的な情報システム調達に努めてまいりたい。  ご指摘の点も十分に考慮しつつ、情報システム調達ガイドラインの策定に取り組んでまいりたい。  ご指摘の具体的な内容については、今後の電子政府推進に当たっての参考とさせていただきます。
	電子政府共通基盤について	(その1) 電子政府共通基盤は医療や環境、防災・防犯等のためにも構築されることを明記すべき。(IPv6普及・高度化推進協議会)  (その2) 「利便性・効率性・安定性及びセキュリティ機能の総合的な向上に資する電子政府共通基盤」とあるが、ここに「個人情報保護機能」を加えるべき。	本戦略中における「電子政府共通基盤」については、国の行政事務を対象に基本的な機能を実現する共通基盤の構築に向けた検討を行うものであるため、分野等を例示するものではない。  「セキュリティ機能」の向上が目的の一つであるため、個人情報を含む重要・機密情報の保護に十分配慮してまいりたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
	IPv6対応について	(その1) 「IPv6化を図る」施策はIPv6導入を加速するものとして全面的に賛同、実効ある取組をお願いする。 (アラクサネットワークス株式会社、株式会社インテック・ネットコア、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)	ご指摘のとおり、今後、関連する施策の推進に努めてまいりたい。
		(その2) 情報通信機器だけでなく、アドレス体系の設計・取得、運用管理体制の構築といった具体的な検討を並行させるべきである。 (日本電気株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)	今後、具体的施策の推進に際しては、ご指摘の点にも配慮しつつ進めてまいりたい。
	システム監査の実施について	「効率的な電子行政」の実現方策として、「システム監査の実施の推進」を追加されたい。	ご指摘の趣旨については、「利便性・効率性・安定性及びセキュリティ機能の総合的な向上に資する電子政府共通基盤の構築」として本戦略中に盛り込んでいるものと考えており、今後、具体的施策の策定過程においても、ご指摘の点も含めて検討してまいりたい。
	情報公開について	(その1) 電子による政府情報公開を早期に実現し、国民の利便性の向上と、行政事務の効率化を促進すべき(政府機関が保有する電子データも情報公開の対象とし、また、請求者が政府情報を電子媒体で受領可能とするなど情報公開に係る制度改善を図るべき)。 (富士通株式会社)	現行法制においても電子データは開示請求の対象とされており、請求者が電子媒体で受領可能となっている。また、本年4月1日からは、行政機関等の定めるところにより、紙媒体で存在する文書等をスキャナで読み取り電子媒体に複写あるいはオンラインにより開示することが可能となる。
		(その2) 情報公開/情報共有の観点からの仕組みづくりが必要(行政保有情報のweb上での閲覧、申請に係る決裁過程の閲覧など)	各種の行政情報については、従来より電子政府の総合窓口(e-Gov)や各府省ホームページなどで積極的に公表してきているところであるが、今後とも、電子申請に係わる審査状況などを含め情報提供の充実に一層努めてまいりたい。
		(その3) 電子政府の定義(法律体系、電子政府インフラなど)を示すべき。(VEセンター)	電子政府の推進に係わる各種の情報については、電子政府の総合窓口(e-Gov)や各府省ホームページなどで積極的に公表してきているところであり、今後とも情報提供の充実に一層努めてまいりたい。
	電子政府の推進について	(その1) 現在の失敗点を明らかにした上で、その反省のもとに新しいシステムを構築すべき。	本戦略中の「現状と課題」において、現在の問題点などについて明らかにしているところである。今後、ご指摘の点も踏まえつつ電子政府の推進に努めてまいりたい。
		(その2) 電子政府遂行には各省庁を横断するシステムを構築する指令塔の存在が不可欠であり、例えばIT戦略本部直轄で行うべき。	本戦略において、IT戦略本部の下に外部専門家からなる電子政府評価委員会(仮称)を設け、各府省における業務・システムの最適化等に関し、厳正な審査・評価を行うこととするなどIT戦略本部における体制の強化を図ることとしている。
		(その3) 電子政府が最適化された姿を具体的に描くための調査研究プロジェクトチームをIT戦略本部の下に設けるべき。	電子政府の推進に当たっては、政府の全体最適の視点も重要と認識している。今後、具体的施策の策定過程においては、ご指摘の点も踏まえつつ検討を進めてまいりたい。
		(その4) これからの電子政府プログラムは国民の共感を得ることが最優先事項であり、他の政策を比較し、国民に優先順位をつけてもらうべき。また、国民が参加するプログラムであるべき。(VEセンター)	電子政府の推進に当たっては、今後とも、パブリックコメントの活用などにより、広く国民の意見を聞きつつ進めてまいりたい。
		(その5) 電子政府推進のため、豊富なIT知識を持つITコーディネータや土業団体等の電子政府推進員を有効に活用してもらいたい。	電子政府の推進には、CIOを補佐する外部専門家の活用や電子政府推進員からの意見の聴取などが重要と認識しているところであり、今後とも、これらの者の知見の活用に努めてまいりたい。
		(その6) 目標達成に向けて互いに競争しあうための仕組みも重要であり、例えば府省単位もしくはグループ単位での評価、表彰・報奨制度等、モチベーションを高めるための制度の新設も検討すべき。(株式会社NTTデータ他同旨1件)	ご指摘の点も参考にしつつ、電子政府の推進に努めてまいりたい。
		(その7) 電子政府基盤は民間利用に供することができるように整備するべき。	今後とも、電子申請システムなど広く民間の利用に供することにより国民サービスの向上に資するシステムの構築に努めてまいりたい。
	評価について	(その1) IT化による電子化の目標達成度はシステム作成率ではなく、市民・民間企業が利用した頻度(使用率)で測定して評価すべき。	本戦略中の評価指標として「申請・届出等におけるオンライン利用率」を掲げているところである。
		(その2) 電子政府評価指標における「電子政府ランキング位」という目標を掲げてはどうか。(日本電気株式会社)	各種機関において実施している「電子政府ランキング」における位置付けは、我が国の電子政府進捗度についての評価に際して参考の一つとなるものもあると考えている。
		(その3) 政府の業務・システム最適化の進捗度を測る評価指標として、「業務処理のペーパーレス化実施率」のような定量的な評価指標を追加してはどうか。(日本電気株式会社)	業務・システム最適化に係る定量的評価指標としては、本戦略中に「情報システム関係経費の削減効果、業務処理時間・定員の削減効果」を掲げており、ご指摘の趣旨については、本指標に集約されるものと考えている。



分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
		(その4) 電子政府プログラム投資によりどのような効果があったのか現状分析がなされていない。次のプログラムを行うには、指標による評価を国民に示し理解を得る必要がある。(VEセンター)	評価専門調査会報告書(2005年12月)において、指標に基づく評価を行っているところである。
		(その5) 評価指標は数値化するべき。	本戦略において掲げている評価指標については、その実現状況を数値的に明らかにしていくこととしたいと考えている。
		(その6) 「公共サービスにおけるICカードの導入状況」とあるが、これももし住基カードのことであれば、カード中の住民票コードや公的個人認証の情報を窃取する犯罪を招くリスクがあるので慎重であるべきとの観点から削除すべき。	本戦略において評価指標として掲げているICカードについては、今後、医療等の公共分野においてその導入を推進していくとの趣旨である。
(3) 21世紀型社会経済活動 (IT経営の確立による企業の競争力強化)	CI0について	(その1) 「大企業及び公開企業を中心に、CI0の設置を促進」は必要ない。会社・企業の組織体制を国が指導すべきではない。  (その2) 情報システム担当部門や専任担当者を有しない中堅・中小企業にCI0の雇用を促進するための支援策が必要である。 (マイクロソフト株式会社)	CI0の設置については、個々の企業が主体的に判断する事項であるが、企業がITによる経営改革を実現し、経営課題の解決力を強化するための有効な方策の一つであると認識している。
	官の役割について	(その1) 官が企業経営に首をつっこむという発想に非常に違和感がある。むしろ官の役割は海外へのビジネスモデルの移植、技術開発や標準化などが主要なターゲットではないか。  (その2) 民間企業におけるIT導入に関しては、具体的なインセンティブを示す必要があると考えます。 (インテル株式会社)	IT基本法第7条では、高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては民間が主導的役割を担い、官は公正な競争の促進、規制の見直し等民間の活力が十分発揮されるための環境整備を中心とした施策を遂行するという役割分担が明確に規定されているところであり、本政策についてもこれを踏まえて適切に対応して参りたい。
	ワークスタイルについて	(その1) IT経営の一部としてワークスタイル変革も含むほうが良い。  (その2) 職場のパソコンはひとり一台とし、グループウェアの導入、ペーパーレス、電子媒体で効率的な仕事をさせる。	ITの活用によるより効率的・機能的な就労形態の実現は重要な課題であると認識しており、いただいたご意見を踏まえて適切に対応して参りたい。
	企業の競争力強化について	企業の競争力強化のためには、情報サービス産業の品質・生産性向上と国際競争力強化が必要。 (社)情報サービス産業協会)	IT産業の競争力強化の重要性については「3. 世界への発信(P.38)」において言及しているところであり、いただいたご意見を踏まえて適切に対応して参りたい。
	共通基盤の構築について	(その1) 「共通基盤EDIプラットフォーム構築」と「利用企業60%以上」の目標は時宜を得た必達の施策である。この目標はバイヤー企業(特に大手)対象であることを明示したい。  (その2) 共通基盤の普及による我が国産業基盤のトータルコスト低減効果を明確にし、購買・調達企業に対する共通基盤EDIプラットフォーム導入へ向けての啓蒙・普及活動を支援する。  (その3) 中小企業やベンチャー企業が、さまざまな分野でITを活用できるよう、オープンな環境で利用できる共通プラットフォームを整備すべき。 (社)電子情報技術産業協会)  (その4) 企業間電子取引が標準をベースに行われるためには、予め利用者企業による議論の場の創出が必要。  (その5) 共通基盤EDIプラットフォームの構築に賛同。多くの企業への普及・促進を図るために業界別標準の確立について国としての働きかけを提案。 (1) 業界別標準の確立について国としての働きかけ (2) 業界間を連携した標準化のための協議の場作り (3) 上記協議が結論として出した共通EDI標準に対する国のオーソライズ (4) 2010年までの国による普及・啓蒙のロードマップ (共通XML/EDI実用化推進協議会)	共通EDIプラットフォームの利用主体についてはバイヤー企業に限ったものではないが、目標達成にはバイヤー企業の参加が不可欠であると考えており、いただいたご意見を踏まえて適切に対応して参りたい。  ご指摘の内容も踏まえて、今後共通基盤EDIプラットフォームの普及・啓蒙等の支援について検討して参りたい。  いただいたご意見の内容については、電子商取引に共通して利用できる共通基盤の構築という目標を本戦略において掲げているところであり、今後はその達成に向けて取り組んで参りたい。  共通基盤の構築に当たっては、利用者企業の意向を踏まえることも重要な課題の一つであることは認識しており、いただいたご意見を踏まえて適切に対応して参りたい。  IT基本法第7条では、高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては民間が主導的役割を担い、官は公正な競争の促進、規制の見直し等民間の活力が十分発揮されるための環境整備を中心とした施策を遂行するという役割分担が明確に規定されているところであり、本政策についてもこれを踏まえて適切に対応して参りたい。
	IT経営の基盤構築について	小規模の企業においても低コストでITを導入し利活用できるシンククライアントシステムの普及を目指す。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点	技術の継承について	ITを活用した熟練技能の伝承や人材育成等によってものづくりの強化をはかることは、日本の産業・企業の競争力強化にとって重要な課題の一つである。 (情報通信ネットワーク産業協会)	頂いたご意見の内容については本戦略において言及しており、今後はその達成に向けて取り組んで参りたい。
	その他	(その1) 電子マネーの公証元として国が機能する必要がある。 民間が行う電子マネーサービスにおける引当金制度等に関する法律も見直が必要。	電子マネーについては、民間において取り組みが進められているところであり、政府においては、その取組について、引き続き注視していくとともに状況に応じて周辺環境の整備を検討して参りたい。
		(その2) オンライン店舗の公証を国や行政機関がオンライン上で行うことが必要。	民間機関の自主的な取組によって消費者が信頼できるネット通販店舗を選択するのに役立てるため、適切な消費者の保護の取り組みを行っている企業を一定の基準のもとに認定してマークを付与する「オンラインマーク」制度が構築されているところであり、政府においては、その取組について、引き続き注視していくとともに状況に応じて周辺環境の整備を検討して参りたい。
		(その3) 電子通知を許可し、金融関係のオンライン関連法を立案するにあたり民間が中心的役割を果たすことおよびそのような法律が国際慣行と整合することを確保する。医療のIT化を促進する際には技術的中立性と民間のインプットを奨励する。 (米国大使館)	ご指摘の具体的な内容については、今後のIT政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
		(その4) ITを活用したCSRの可視化を検討し、これを評価する方法も同時に検討すべきである。 (社)電子情報技術産業協会)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
(その5) 我が国の生産性を高めるためには、ITの利用により知的労働者の比率や知的生産性を向上させて行く必要がある。このため、国は、技術進歩とその社会的利活用について先導的役割を果たす必要がある。 (社)ビジネス機械・情報システム産業協会他同旨1件)	ITを活用した業務統合・製造管理等による企業経営の最適化は、企業の実業生産性や顧客満足度等の向上に繋がるものであると認識しているが、ご指摘の主旨を踏まえて以下の通り修正し、明確化する。 実現に向けた方策 1. 企業において、ITを活用した業務統合、製造管理、供給連鎖等による生産性や顧客満足度等の向上のための戦略的投資を促進するため、(以下省略)		
(3) 21世紀型社会経済活動 (生涯を通じた豊かな生活)	生涯学習について	(その1) 生涯学習の拠点として、図書館をはじめとする公共施設を活用することに賛同する。更に、学習プログラムの項目、利用料の徴収等に関する検討も行うべきである。 (社)電子情報技術産業協会)	本戦略の実現に向けた具体的施策については、今後重点計画の中で検討していくこととなるが、いただいた意見についても参考とさせていただきます。なお、公立図書館については現在は入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価も徴収しないこととなっているところ。
		(その2) 「生涯学習」の内容や学習プログラムの提供体制等、その実行に向けた全体像を示すべき。また、膨大なデジタル情報のリファレンス機能や情報発信能力が必要であり、これらの能力を備えた図書館司書など、生涯学習を支援出来るITに通じた人材を育成すべきである。(富士通株式会社)	本戦略の実現に向けた具体的施策については、今後重点計画の中で検討していくこととなるが、いただいた意見についても参考とさせていただきます。なお、IT新改革戦略案においても、ITに通じた図書館司書の育成などを記述しているところである。
		(その3) 電子町内会地域住民がいつでもコミュニケーション出来る社会の構築に向けた施策の検討が必要である。(富士通株式会社)	IT新改革戦略案においても、自宅等にいながらにして、地域コミュニティにおける生涯学習などに参加できる社会の構築を目指しており、いただいた意見についても今後の重点計画作成の際の参考とさせていただきます。
	税制優遇について	e-learning、SOHO等を促進する為に様々なITハードウェア機器、ソフトウェアを購入する事により各種税制の優遇策を期待する。(アップルコンピュータ株式会社)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
	テレワークについて	(その1) 少子高齢化による労働力不足時代においては、テレワークによる雇用創出や就労者増に向けた各種取組が重要であるとともに、テレワークを阻害しない制度整備やセキュリティ対策に最優先で取組むことが必要。(情報通信ネットワーク産業協会)	ご指摘の点については、基本的に本戦略に盛り込まれている内容と重なるものと考えており、今後ともテレワーク推進等に向け、具体的な施策を適切に推進してまいりたい。
(その2) 「テレワーク」が、環境、危機管理、行政改革、企業競争力強化、高齢化対策、少子化対策等IT新改革戦略の課題解決に有効な手段であることを強調していただきたいと思っております。(社団法人日本テレワーク協会)		ご指摘のとおり、テレワークは、様々な課題解決に有効な手段であると認識しているところであり、本戦略においては、環境の頁と当該部分に位置づけたところ。今後の政策推進にあたっては、ご意見の本文における具体的提案等も踏まえて適切に対応してまいりたい。	
(その3) テレワークやテレラーニングについては、生活の質の向上という視点だけでなく、環境負荷の低減効果も期待できる。(株式会社イースクエア)		ご指摘のとおり、テレワークは、環境等様々な課題解決に有効な手段であると認識しているところであり、その観点からも適切に施策を推進していくことが重要と考えている。	
(その4) テレワーカーの就業人口が目標値になるのは違和感があります。ITの利用者・活用户は魅力的な環境を作れば増えていきます。		目標値については社会全体の行動目標として、官民の役割分担のもと、それぞれの努力により達成されるべきものと考えているところであり、今後、いただいたご意見等を踏まえ、具体的な施策を推進してまいりたい。	
(その5) テレワーク拡大のため、実行に対する事業者の減税等インセンティブが必要。(インテル株式会社)		インセンティブ制度も含めたテレワーク導入促進のための効果的な諸方策を推進するに当たっての参考とさせていただきます。	

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点	SOHOについて	実現目標として不安があります。特にSOHOの進出にはまだ参入障壁が低くない。受注発注の仲介などのビジネスマッチングを国などの独立行政法人などを組織してはどうか。民間でそのような事業をやっているところもあるが、費用も高く、有象無象なところがあり信用度が低い状況です。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
	福祉関係者及び利用者が共同でかつ安全に利用できる情報ネットワーク基盤について	「2008年度までに福祉関係者及び利用者が共同でかつ安全に利用できる情報ネットワーク基盤を整備する」とあるが、通信網のIP化の動向を見越し「情報ネットワーク基盤をIPv6対応を図りつつ整備する」との表現に修正するべきである。 (IPv6普及・高度化推進協議会)	ご指摘の内容については今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
2. IT基盤の整備			
(1) デジタル・デバイドのないIT社会の実現 (ユニバーサルデザイン化されたIT社会)	公共機関のサイトについて	公共機関のサイトは、障害者、高齢者、初心者に対応するために、ウェブアクセシビリティの規格JIS X 8341-3に準拠して制作更新していただきたい。	e-Japan重点計画2004、IT政策パッケージ2005等において、行政のホームページ等情報提供サービスにおけるアクセシビリティ確保に関する施策を掲げ、すでに取組が行われているところ。引き続き、適切に対応してまいりたい。
	可視光通信技術について	高齢者、障害者、外国人を含むあらゆる人が、安全安心の為に環境を意識したユビキタス可視光通信技術を活用して、自律的に円滑な移動を行うことを支援するシステムの実用化 (慶應義塾大学/可視光通信コンソーシアム)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
	評価指標について	字幕放送の普及を図るうえでは、普及のボトルネックになる事項や障害者の受容状況の把握などが欠かせない。また、手話、音声放送に関しては、「評価指標」として単純な数値目標を設定することは現実的でない。 (社団法人 日本民間放送連盟)	平等な情報へのアクセスを実現する方法は複数あるが、利用者の観点から評価する一つの計り方として、字幕・手話・音声解説を付したテレビ番組の割合は適当であると判断している。 また、ご指摘の内容については、今後の政策を推進していく上で参考とさせていただきます。
	高齢者用パソコンについて	高齢者が扱えるように機能を簡易にしたPCを発売したらどうか。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
	その他	IT環境に左右されないIT環境とIT環境を取り巻く環境の整備への取組みを推進してほしい。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
(1) デジタル・デバイドのないIT社会の実現 (「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・デバイドのないインフラの整備)	PLCの推進について	(その1) PLCは安寧な電波環境を乱す等の弊害があることから、PLCの推進に反対する。(社団法人日本アマチュア無線連盟他同旨12件)  (その2) 総務省の「高速電力線搬送通信に関する研究会」においても、PLCは屋内での利用に限っての実用化を検討していることから、PLCの加入者アクセス網への利用推進を反対する。(同旨2件)  (その3) PLCは既存の無線システムに悪影響を及ぼす恐れがあることから、「既存の無線通信業務等に有害な干渉を与えない方法を適用することによりブロードバンド無線アクセス、UWB、PLCのような・・・」と修文すべきである。(同旨4件)  (その4) PLCは電波利用システムではないので、「PLCのような電波利用システム」という表現は不適當である。(同旨6件)	平成17年に開催された総務省の「高速電力線搬送通信に関する研究会」での検討の結果、高速電力線搬送通信と無線利用との共存条件等について取りまとめられたところであり、これを踏まえてPLCの実現を図っていくこととしたい。 なお、例示には電波利用システム以外を含んでいるために「電波利用システム等」としている。
	UWBの推進について	UWBは既存の無線システムに悪影響を及ぼす恐れがあることから、「既存の無線通信業務等に有害な干渉を与えない方法を適用することによりブロードバンド無線アクセス、UWB、PLCのような・・・」と修文すべきである。	UWBについては、情報通信審議会UWB無線システム委員会においてその導入に向けて検討を行っているところであり、その結果を踏まえて実現を図っていくこととしたい。
	PLC・UWB等の推進について	(その1) 運用上の混乱を確実に引き起こすブロードバンド無線アクセス・UWB・PLCのような電波利用の通信システム等についての推進に反対する(北陸無線データ通信協議会)。  (その2) 新たに開発された電波利用システムが与える影響について客観的な観点から評価する仕組みが必要である(名古屋大学太陽地球環境権所太陽風グループ)。  (その3) 新たな電波利用システム等の実現にあたっては、干渉による他無線システムへの影響について、十分な検討が必要である(ボーダフォン株式会社)。	ブロードバンド無線アクセス、UWB、PLCのような新たな電波利用システム等については、総務省の審議会等における検討及びパブリックコメントによる広く一般の方々からの意見を踏まえつつ、実現を図っていくこととしたい。
	ブロードバンド・ゼロ地域の解消方策について	(その1) ・山間僻地など民主導では整備が進まない地域のITインフラ整備について、国や事業者の役割、国の支援方策を明示すべきである。また、移動体通信についても不感エリアゼロも目標として記載すべきである。 ・デジタルデバイド解消は公的資金によって公共主導で進める事を明確にするべきである。(株)三菱総合研究所)。  (その2) ブロードバンド・ゼロ地域の解消方策としては、光ファイバのみではなく、DSL・無線等さまざまな技術によって実現すべきである(ソフトバンクBB株式会社・BBテクノロジー株式会社・日本テレコム3社連名、KVH株式会社、イーアクセス株式会社)。  (その3) 「事業者に対する投資インセンティブの付与」は、サービスレベルでの競争を損なうものであってはならない(ソフトバンクBB株式会社・BBテクノロジー株式会社・日本テレコム3社連名)。	ITインフラ整備については、民主導を原則に置き、国による必要に応じた支援が適當であるが、重点計画等を作成する中で、具体的な施策については今後検討して参りたい。  目標1の光ファイバは直後に「等」とあるように、ご指摘のDSL・無線等の技術もブロードバンド・ゼロ地域の解消方策として含まれる。  ご指摘の点は、「実現に向けた方策1」の「公正な競争を確保しつつ」と記述されているところであり、ご指摘の点は今後適切に対応して参りたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
放送と通信のハーモナイゼーションについて	(その4)	コビキタスネットワーク社会構築には通信事業者間の公正な競争確保が重要で、独占力を行使できないよう監督が必要である(KVH株式会社)。	ご指摘の点は、「実現に向けた方策1」の「公正な競争を確保しつつ」と記述されているところであり、ご指摘の点は今後適切に対応して参りたい。
	(その1)	政府の横断的な連携により、著作権問題の解決が必須である(ソフトバンクBB株式会社・BBテクノロジー株式会社・日本テレコム3社連名)。	ご指摘の内容を踏まえて、今後の諸施策を推進して参りたい。
	(その2)	無線/有線、固定/移動を問わず様々な方法により、動画/いわゆるテレビの伝送を可能とする近年の技術革新の成果を、国民が享受できる方向で環境整備すべき。(KDDI株式会社)	ご指摘の環境整備については、「実現に向けた方策3」において記述しているところであり、今後適切に対応して参りたい。
	(その3)	IPマルチキャストを用いた光ファイバ等の通信インフラについては、条件不利地域に限らず、地上デジタル放送を視聴者まで配信する伝送路として積極的に活用すべき。(KDDI株式会社)	光ファイバ等の通信インフラの地上デジタル放送伝送路への活用は、「実現に向けた方策3」において記述しているところであり、具体的な施策については、今後検討して参りたい。
	(その4)	IPインフラによる地上波放送の同時再送信の開始にあたっては、放送の品質・安全性を確保するため「地域限定」「同一性保持」「著作権保護」等、相応の条件が求められるべき。(KDDI株式会社)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
	(その5)	IPインフラの利活用を円滑に行うための環境整備として、IPインフラを用いて「放送」を行う場合の著作権法上の「有線放送」の取扱いを明確化することが必要。(KDDI株式会社)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
	(その6)	「同一性保持」の一要件としての全チャンネル伝送の要件は、端末までの全チャンネル伝送を求めているものではない。著作権法の「有線放送」の解釈も同様であるとの理解。(KDDI株式会社)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
	(その7)	2011年7月の地上デジタルテレビへの全面移行を確実に達成するための国の支援策について明記すべき。(社団法人日本民間放送連盟)	地上デジタルテレビへの全面移行に向けた国の施策については、「実現に向けた方策3」において記述しているところ。
移動通信システムについて	(その8)	地上デジタル放送と他メディアとが相互補完しあうアーキテクチャを構築する等、地上デジタル放送をIPインフラとして利用する統一視点をもちた議論が必要である。(インテル株式会社)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
	(その1)	ワイヤレスはブロードバンド・ゼロ地域の解消の一つの方法と考えられることから、ワイヤレスブロードバンドの移動通信システムを実現し、第一項の補完として活用すべきである(ソフトバンクBB株式会社・BBテクノロジー株式会社・日本テレコム3社連名)。	目標1の光ファイバは直後に「等」とあるように、ご指摘のワイヤレスブロードバンドの実現もブロードバンド・ゼロ地域の解消方策として含まれる。
	(その2)	「100倍のデータ伝送速度」ではなく、具体的なスループットを書くことが必要である。(北陸無線データ通信協議会)	利用者・生活者の視点を踏まえて、より分かり易い現行の表記にしたものである。
	(その3)	「100倍のデータ伝送速度を持つ移動体通信システム」の実現時期については、市場がその時期を決められるようにすることも重要である。(ボーダフォン株式会社)	2010年度までという目標は技術実現の目標年次であり、ご指摘のように市場への導入は利用者の便益を損なわないようにすることが重要と考える。
光ネットワーク技術について	(その4)	次世代移動体通信システム実現においては、世界的な動向に十分配慮するとともに、優れた技術であれば日本発に拘らず、積極的に導入を検討し、またフレッシュな市場を革新するような事業者に対して積極的に参入機会を与えてほしい。(イー・アクセス株式会社)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進にあたっての参考の一つとさせていただきます。
		光パケット・ネットワークシステムの国産技術による早期実現と日本発世界標準の確立に全力を挙げるべきである。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
IPv6について		コビキタス化において、IPv6の早期普及は国際競争上も重要なポイントである。(株式会社インテック・ネットコア他同旨1件)	IPv6についてはP23「21世紀型社会経済活動」の「実現に向けた方策12」において各府省の情報通信機器の更新に合わせ、原則として2008年度までにIPv6対応を図ることを記載しているのとおり、政府としてもIPv6の早期普及に向けて取り組み、ご指摘のとおりコビキタス化における国際競争力を確保していくこととしたい。
コビキタス社会の推進について		コビキタス社会、IT普及の道具として、オープンソースのCMS(コンテンツマネジメントシステム)利用を推進すべきである。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
不法無線局の取締りについて		海外の無線LAN機器の国内での使用を規制するべきである。(北陸無線データ通信協議会)	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
	支配的事業者に対する競争セーフガードの強化について	電気通信サービスが、IPをベースとしたネットワークに移行し、各方面の「融合」が現実のものとなりつつある中、支配的業者に課した義務を緩和する方向に動くべきではない。引き続き、新規事業者、競争事業者そして外国の機器供給事業者の市場参入が妨げられないよう競争的環境を確保することを提言する。 (米国大使館)	ご指摘の具体的な内容については、今後のIT政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	移動通信分野における競争促進と周波数の有効利用について	米国は日本が「ユビキタス・ネットワーク社会」構想にそって周波数政策の柔軟性と透明性を高め、移動通信分野に競争政策等を採用することを要望する。 (米国大使館)	ご指摘の具体的な内容については、今後のIT政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	先端技術とサービスに対する規制障壁の除去について	米国はソフトウェア無線(SDR)や電力線搬送通信(PLC)といった新規の技術やサービスを導入する際に、両国政府が直面する規制問題について引き続き討議を重ねる機会を歓迎する。 (米国大使館)	ご指摘の具体的な内容については、今後のIT政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	電子タグについて	100億個クラスの管理対象を一気に認識するに足るだけのID数が、そのIDを基にした認証・暗号化といったセキュリティ技術に対する親和性の高さを満たし、最先端の情報セキュリティを確保するための研究開発の推進とIPv6への移行が必要である。(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)	ご指摘の内容については、「実現に向けた方策4」に「膨大な数の電子タグの同時利用を可能とする技術等を実用化する」と記載しており、セキュリティの推進確保の観点からネットワークのIPv6への移行にも配慮して取り組んでいきたい。
	インターネットの堅牢化について	インターネット・アーキテクチャの分散化を明示すべきである。具体的には、インターネット・アーキテクチャの日本国内での分散構造化への取組を目標の一つとして明記すべきである。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
	・放送法の改正	現在の放送法はオンライン配信を前提にしておらず健全なコンテンツ市場の育成を阻害していることから、適切な改正が必要である。	ご指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
2. IT基盤の整備			
(2) 安心してITを使える環境の整備 (世界一安心できるIT社会)	フィルタリングソフトについて	(その1) 「評価指標」の5に「家庭におけるフィルタリングソフト導入率」とあるが、フィルタリングは盲目的な情報操作に加担することになる指標でもあり、これは評価指標には不適切ではないか。(同旨1件)	フィルタリングソフトには様々なものがあり、ソフトを提供する企業が一方的に情報を判断して排除するものもあれば、消費者が排除する情報を選択する仕組みのものもある。そのため、フィルタリングソフトを導入することが必ずしも盲目的な情報操作に当たるとは考えられない。
		(その2) 民間事業者の自主的な対応を支援するだけでは、フィルタリング技術等の普及は難しく、電気通信事業法の抜本的な見直しを含む政府の積極的な対応が不可欠。(マイクロソフト株式会社)	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
サイバー犯罪について	サイバー犯罪について	(その1) サイバー犯罪への取締りに対する優秀なメンバーの選出、公安当局とも一体となって「特別サイバー犯罪者取締りチーム」を編成し、普段からネットを常時監視してある程度の不審者の目安をつけておく体制を構築し、IT犯罪は「確実に初動で捕まるといふ、神話をつくるべき。	サイバー犯罪への取締りについては、警察においてサイバーパトロール等を効果的に実施することに加え、広く国民からの情報提供を受け付けることなどにより、サイバー犯罪の検挙等に努めているところであり、このようなネットワークの不適正な利用を早期に把握し、迅速な対処を可能にする体制の整備を推進することにより、サイバー犯罪の撲滅を目指していきたい。
		(その2) サイバー空間の安全性・信頼性を向上させるために、相談受件数とは別にサイバー犯罪の認知件数を集計し、その上で検挙率を算出していくべき。また、犯罪の増加に対応するため、警察組織内においても、新規採用、中途採用、組織内教育等によるサイバー犯罪の専門家の増員を検討することが必要である。(情報通信ネットワーク産業協会)	サイバー犯罪の中には、認知段階での計上が難しいものがあり、検挙件数(及び相談受件数)をサイバー犯罪の情勢を示す指標として使用しているところである。なお、サイバー犯罪のうち、不正アクセス禁止法違反については、認知件数を集計し、公表している。また、警察では、サイバー犯罪捜査官の育成や外部人材の中途採用を行うなど、サイバー犯罪対策のための要員の確保に努めているところであり、迅速な対処を可能とする体制の整備を一層推進することにより、サイバー犯罪の撲滅を目指していきたい。
情報モラル教育について	情報モラル教育について	(その1) IT犯罪への対処は、ソフト面とともに、精神面(人の心の面)からの対処策が必要である。例えば、「IT犯罪は他の犯罪以上に、重犯罪である」と法律で明確にすること、小・中学校においてIT犯罪が重犯罪であることを教育するなどが考えられる。	ITの利用者の意識面に対する対策についても重要であると考えており、IT新改革戦略案においても、子どもを対象とした情報モラル教育の推進を方策の一つとして掲げているところである。
		(その2) ネット上の事件の加害者や被害者となっている「心理・社会的に未熟な子ども」の教育プログラムや「ネット犯罪最新動向に無関心な親」が理解できる仕組みづくりが必要である。(「ネット社会と子どもたち協議会」)	IT新改革戦略案においても、学校・家庭・地域で連携して子どもの情報モラル教育を行う体制を構築することとしており、具体的施策については、今後重点計画の中で検討していくこととなるが、いただいた意見についても参考とさせていただきます。
インターネット上の違法・有害情報について	振り込み詐欺をはじめ、フィッシング等、IT技術を悪用した不法行為が一向に収まらないばかりか、かえって増加している現状を何によって、改善を図ろうとするのが、具体性が何もない。	本戦略の実現に向けた具体的施策については、今後重点計画の中で検討していきたい。	
「実現に向けた方策」について	「世界一安心できるIT社会」の「実現に向けた方策」の「3」において、「内部統制の仕組み」を「内部統制と監査の仕組み」と修正すべき。	ご指摘の「監査」の仕組みについては、「内部統制の仕組み」の構築・運用等の推進の内容に含める趣旨で記述しているものである。	
防衛の観点について	電磁パルス等でIT機器が破壊された場合、非常に長期間のインフラ障害を起こすことになる。IT施設に対する物理的な破壊やテロのコンティンジェンシーを考慮すべき。	ご指摘の点は、施策の具体化の段階で留意すべき重要な点であると認識しており、今後の具体的な施策の推進の段階で実現を目指す予定。なお、「第1次情報セキュリティ基本計画(案)」においても、この趣旨を盛り込みつつ、推進していく所存。 (平成17年12月13日開催の情報セキュリティ政策会議においてパブリックコメントに付すことが決定され、本年1月13日までの間、パブリックコメントを実施。本年1月中を目途に決定予定。)	
「目標」について	IT利用に対する不安を払拭するためとして、個人の情報セキュリティリテラシーの向上、情報セキュリティ機能を活用できるIT製品・サービスの提供、サイバー犯罪を未然に防ぐこと等があげられているが、(a)法制度の整備や、(b)個人情報等重要情報へのアクセスに対する認証の強化も併せて行うべき。(情報通信ネットワーク産業協会)	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
ガイドライン作成と企業のインセンティブとなるような制度整備について	「3. -略-社会的責任にも配慮したコーポレートガバナンスと、それを支えるメカニズムである内部統制の仕組みを、情報セキュリティの観点から企業から企業内に構築・運用すること等を推進する。」とある。そのためには、評価方法等のガイドラインを政府で作成し、推進すべきである。また、セキュリティ対策の充実した企業が市場や社会で高い評価を受ける仕組み作りと共に、セキュリティ対策に取り組む企業のインセンティブとなるような制度整備を一層進めるべき。(情報通信ネットワーク産業協会)	ご指摘の点は、施策の具体化の段階で留意すべき重要な点であると認識しており、今後の具体的な施策の推進の段階で実現を目指す予定。なお、「第1次情報セキュリティ基本計画(案)」においても、この趣旨を盛り込みつつ、推進していく所存。	
重要インフラにおけるIT障害の発生を限りなくゼロに近づけるという目標について	航空管制や高速列車等の制御システム等はミスゼロとするためのチェックを繰り返す、当初からゼロを目標とするべきものである。ヒューマンエラーを防ぐ方策、そのための教育のあり方やシステム構築をどうするのかについての前提条件なしに目標を掲げては無意味ではないか。	当該目標は「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」(2005年12月13日 情報セキュリティ政策会議決定) p19~20及び「第1次情報セキュリティ基本計画(案)」 p21にも明記されているものであり、本戦略においても、その達成に向け取り組んでいくこととしている。	

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
	戦略的な研究開発の取組みにおけるIT障害への取組みの表明について	東京証券取引所におけるシステムの不具合、ITシステムのセキュリティに対する警告であり、新システムの旧システムに対する上位互換性がなかったために発生した事故である。ハードウェアに依存しない多重化システム(分散システム)の実現が必要であり、37ページの「戦略的な研究開発の取組み」において、IT障害に対する取組みを表明すべき。	当該目標は「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」(2005年12月13日 情報セキュリティ政策会議決定) p19~20及び「第1次情報セキュリティ基本計画(案)」p21にも明記されているものであり、本戦略においても、その達成に向け取り組んでいくこととしている。
	スパイウェア対策の推進について	「スパイウェア対策」(たとえばキーロガー)対策が遅れている。「スパイウェア」対策を推進すべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
	暗号化の推進について	パソコンは、たとえば「指紋」でログオン者のIDを認識し(勿論、パスワードは必要)、かつパソコン内の重要なファイルは自動的に暗号化されることが望ましい。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
	TV電話、声紋の導入について	音声通信で見えない相手を確認するために、TV電話、「声紋」の利用を推進すべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
	相手先ミス、すなわち誤送信をなくす手段について	e-mailやFAXは送信ボタンを押すと送信されてしまい、誤送信した場合の被害は、極端に大きい場合もある。たとえば、「エコー」を利用して、相手先からのエコーを確認したら送信できる等、確実な物理的送信対策が望まれる。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
	リサイクルパソコン、ケータイなどの個人情報抹消について	中古パソコンや、機種変更などで不要になったケータイから個人情報が出てくる。利用者の注意を喚起するとともに、廃棄の仕方、中古品としてパソコンを売るときなどの注意点を広く確実に知らせることが必要。また、事前にデータを抹消するソフト等の利用や、廃棄の場合は確実に破壊してから廃棄することが必要であるし、これらを取り扱う業者に対して、リサイクルとして売り出す前に、内部データを全部消去することを義務付けるべき。違反した場合は罰金刑を課すことが望まれる。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
	「現状と課題」への「セキュリティの無い無線LANへの無断侵入」の追加について	セキュリティの無い個人設置の無線LANへの無断使用は後を絶たない。無線LANセキュリティの問題を直視せずに報告書に掲げている2008年度での安心してITを使える環境については達成困難であると断じて良い。セキュリティの無い無線LANアクセスポイントに無断利用は、不法滞在の外国人や非合法活動を行う工作機関にとって有利な通信形態であり、その存在は国民生活の「安全」「安心」を確保する上で無視できない。「現状と課題」の情報セキュリティに関する問題に「セキュリティの無い無線LANへの無断侵入」を追加すべき。(北陸無線データ通信協議会)	ご指摘の点は、「インターネットをめぐる様々な社会問題」、「情報セキュリティ問題やインターネットを悪用した事案」の内容に含める趣旨で記述しているものである。
	「目標」の「2008年度までに「IT利用に不安を感じる」とする個人を限りなくゼロにする。」について	本当に対応するのであれば、無線LANだけでも現在でも250億円以上は必要である。民間での対策は不可能であり政府も実態を解明していない。無線ブロードバンドはすでに制度として破綻し、セキュリティホールの大穴は拡大し続けている。無線LANのセキュリティ問題の見地から見ると「IT利用に不安を感じる」とする個人を限りなくゼロにするということは明確に否定できる。このため、この目標は削除すべき。(北陸無線データ通信協議会)	「安心してITを使える環境の整備」のためには、ご指摘の点も重要な点であると認識しており、それらの課題を含めた対策を推進し、「IT利用に不安を感じる」とする個人を限りなくゼロにする。」ことを目標として記述しているところであり、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
	目標、評価指標について	システム障害のみを視野に入れるのではなく、天災による障害なども含め、障害はいつか必ず発生するものという視点から、代替手段の検討と対応をいかに充実させるかを目標に検討すべき。企業にも、所有する情報を守るだけでなく、ビジネスを継続できるリスクマネジメントの推進を明記すべき。評価指標について、「障害の発生件数」だけでなく、代替システムへ切り替わるまでのシステム非稼働率を入れるべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
	企業の情報セキュリティ対策について	情報セキュリティの観点から企業内に内部統制の仕組みを構築、運用することを推進とあるが、個人情報の管理と同様、各情報システムについて、管理担当者を定め個人認証を行うことを推進すべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
	企業、自治体等におけるセキュリティ人材養成について	「実現に向けた方策5」において個人レベルでの情報セキュリティリテラシー向上策を掲げているが、個人だけでなく企業や地方自治体などのITを利活用する機関においても情報セキュリティ人材の要請は不可欠であり、その視点に基づく方策を盛り込むべき。(岐阜県知事公室情報政策課)	ご指摘の点は、施策の具体化の段階で留意すべき重要な点であると認識しており、今後の具体的な施策の推進の段階で実現を目指す予定。なお、「第1次情報セキュリティ基本計画(案)」においても、この趣旨を盛り込みつつ、推進していく所存。
	目標1 実現のための方策について	IT障害発生を限りなくゼロにする目標はきわめて重要であり賛同。この方策として、セキュリティ対策が掲げられていることはよいが、それらの基礎となる現状のIT基盤そのもののあり方として、現状で良いのかという視点も必要。昨今の組織の統合等を踏まえると、特にプライベートアドレスの重複が起こる状況と推察され、「プライベートアドレス等アドレス重複の無い(グローバルアドレスベースの)ITインフラの実現」を方策に追加すべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。



分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
	情報モラル、情報セキュリティ、知的財産保護などを体系的に捉えた戦略策定について	情報セキュリティと情報モラル・知的財産保護は別個のものではなく、体系的に捉えて初めて抜本的な解決を導くものとなる。青少年に限らずビジネス世代を含むすべての国民レベルで情報モラル教育が必要な段階となっている。例えば地方自治体や教育機関に、情報モラル・オフィサー等の責任者を配置し、戦略策定や環境整備に体系的に取り組ませるなど、具体的な政策を盛り込むべき。(マイクロソフト株式会社)	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
	情報セキュリティ管理部門の強化等について	優れたセキュリティ技術を導入しても、それを運用できる組織体制無くしては正しく機能しない。具体的には、情報セキュリティ管理部門の強化、セキュリティポリシーの施行だけではなくセキュリティ技術を導入し管理が行えるだけの統合管理技術の導入が不可欠。(マイクロソフト株式会社)	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
	高度セキュリティ技術の活用と開発について	常に最先端の研究開発・技術開発の要素を取り入れた情報セキュリティ対策を行うべく、情報セキュリティのリスクをゼロに近づけることを目標とした研究開発・技術開発の実施を推進するとともに、高度セキュリティ技術(暗号化技術、バイオメトリクス認証、PKI等)については、「実現に向けた方策」に追加すべき。(社)電子情報技術産業協会、富士通株式会社)	ご指摘の点は、「実現に向けた方策」の「4 常に最先端の研究開発・技術開発の要素を取り入れた情報セキュリティ対策を行うべく、(略)」の内容に含める趣旨で記述しているものである。
	「情報セキュリティ」の確保は、国民のIT利用率を高めるための前提条件であり、(P4)「2.理念」の1つとして、より強く打ち出すべき。	「実現に向けた方策」のそれぞれに「情報セキュリティ対策」が述べられる形となっているが、「情報セキュリティ」の確保は、国民のIT利用率を高めるための前提条件であり、横並びの記述ではなく、IT改革の理念として、(P4)「2.理念」に1つの項目としてより強く打ち出すべき。(社)電子情報技術産業協会)	ご意見のとおり、「情報セキュリティ」の確保は重要であり、ご指摘の「理念」に基づいて、「3.目指すべき将来の社会」において「<安全・安心な社会の実現>」において、「情報セキュリティ先進国として・・(略)」という具体像を掲げているものであり、目標の達成に向け、今後重点計画の中で具体的な施策を推進してまいりたい。
	企業におけるBCPの考え方を入れた基盤整備について	目標3に「リスク対応ならびにBCPの観点から」を追加すべき。	ご指摘の点は、「3.2008年度までに、企業における情報セキュリティ対策の実施状況を世界トップクラスの水準にする。」に変更されたところであり、その内容に含める趣旨で記述しているものである。
	企業間のウェブを活用した情報セキュリティの考え方について	実現に向けた方策の6に、「インターネット上での安全・確実な情報受渡しの仕組みづくりや割符等の新しい暗号技術によるセキュリティの確保」を追加すべき。	ご指摘の点は、実現に向けた方策の4「情報セキュリティのリスクをゼロに近づけることを目標とした研究開発・技術開発の実施を推進」の内容に含まれる趣旨で記述しているものである。
	公的個人認証の民間利用への開放とそれをしようとした実名利用ネットワークの提供・普及について	公的個人認証の仕組みがあるのだから、その一部の機能である本人の認証、電子署名とその検証など認証された人が利用者であることを示すだけでも大半の不安を解消できるのではないかと。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
	企業が持つ個人情報について、責任を明確化する情報利用環境の整備推進について	企業内での情報セキュリティ対策は、企業の内外間の穴ふさぎ的な対策が多く、個々の情報の管理責任が明確になっていない、あるいは、責任者が管理できる状態にないことが多い現状。個人情報だけでも、企業内にある情報については、個々の情報に情報管理責任者をひも付けするという観点で管理責任を明確化する情報利用環境を推進すべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
	セキュリティレベルの高いツール等の利用についての教育の実施について	何故、個人の情報セキュリティリテラシーの向上が必要か具体例を示してほしい。例えば、webサイトでのアンケート調査等を装った個人情報の不正取得が出来、このような点から、個人の情報セキュリティに対する意識の格差をなくすためにもセキュリティレベルの高いツール等の利用についての教育が必要であり、まずは初等中等学校からそれを導入していくのが望ましい。	ご指摘の点は、「現状と課題」において現在の課題等を記述し、「実現に向けた方策 3」において、「初等中等教育からの情報セキュリティ教育を推進」と記述しているものである。
	個人でも利用できる電子文書の安全な保管サービスの提供推進について	情報、文書等の電子化に伴い、それらの安全な保管手段が普及していない。民間のファイル保管サービスでは、保管情報の漏洩や消失に対して基本的に無保証であり、ある程度以上の機能を持つ場合は高額になり個人利用できない。これからは個人でも利用できるコストで、電子文書の保管サービスが受けられるよう、技術開発、サービス提供、サービス会社のセキュリティ水準の認証などを整備・推進すべき。	ご指摘の点は、実現に向けた方策の6「個人ユーザーが負担感なく、情報セキュリティ昨日を活用できるIT製品・サービスの積極的な提供や、(中略)を促進する。」の内容に含める趣旨で記述しているものである。
	その他	(その1) 犯罪等を防ぐためにメール等は、住基ネットのICカードで個人認証システムを簡単に使用できるように導入するべきである。  (その2) ITを悪用した犯罪や倫理の崩壊が年々深刻化している現状からも、IT利用における安全、安心をどう確保していくかという視点が本項目に盛り込まれることが望まれる。(株式会社イースクエア)  (その3) 社会インフラへの脅威とアンダーグラウンド・カルチャーの蔓延は別の課題として峻別してください。後者は基本的にITの問題ではありません。家庭と教育の問題です。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。  国民が安心してITを活用できる社会を構築していくことは重要であり、IT新改革戦略案においても、「世界一安心できるIT社会」において、世界の模範となるインターネット利用環境の実現、サイバー犯罪の撲滅等を目標として掲げており、本戦略を適切に推進してまいりたい。  社会インフラへの脅威とインターネット上の違法・有害情報を峻別して対策を講じる必要性は認識しているが、国民にとって安心なIT社会を構築するという観点からIT新改革戦略案において、両者を「世界一安心できるIT社会」として束ねて記述している。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
2. IT基盤の整備			
(3) 人材育成・教育 (次世代を見据えた人的 基盤づくり)	校務のIT化について	(その1) 現場の先生方は授業等において結構お山の大将的に行動 されている、または狭い範囲の情報交換に限られている のではないかと危惧している。IT を利用し教え方や正 確な知識など広く先生方で共有できる情報は多い。	政府としても、ITを活用して教員間の情報共有や校務の IT化を進めることは有益であると考えており、IT新改革 戦略案において、様々な校務のIT化を積極的に推進する としているところである。本戦略に基づく具体的施策に ついては、今後重点計画の中で検討していくこととなる が、いただいた意見についても参考とさせていただきます。
		(その2) 学校におけるIT化を推進するためには、実際に教員が業 務を効率化できる、授業が効率化できるなどの便益を享 受できることが必要と考えており、この観点から、IT 新改革戦略案にあるとおり、校務のIT化やITを活用 した分かりやすい授業方法の開発等の施策を適切に推進 してまいりたい。	学校におけるIT化を推進するためには、実際に教員が業 務を効率化できる、授業が効率化できるなどの便益を享 受できることが必要と考えており、この観点から、IT 新改革戦略案にあるとおり、校務のIT化やITを活用 した分かりやすい授業方法の開発等の施策を適切に推進 してまいりたい。
		(その3) 「実現に向けた方策1」の1文目の後半を「～学校と家 庭や教育委員会との情報交換・共有の手段としてのオン ライン化を促進することで、様々な校務のIT化を積極的 に推進する」としてはどうか。(日本電気株式会社)	現在の記述でもオンラインを活用することは含まれてお り、特にオンライン化の促進のみに限定する必要はない と考える。
		(その4) 実現に向けた方策として、2010 年度までに教員に一人 一台のコンピュータを配備しているが、配備の時期が 遅すぎるように思う。中古PCの購入や寄付の受け入れ など、可能な方法を工夫すべきである。(情報通信ネッ トワーク産業協会他同旨1件)	教員へのコンピュータの配備については、2010年を目標 として早急に取り組んでまいりたい。また、その際には ご指摘のとおり、コンピュータの調達方法についても工 夫してまいりたい。
	ITインフラの整備について	(その1) 教育の情報化による人材育成を実現するためには、イン フラ整備だけでなく真に地域との協働を推進する教育委 員会の構造と意識の改革が必要である。実際にネットデ イなどにより校内LANが構築されている地域では教育 委員会が地域と良好な関係を築いており、インフラの整 備だけでなく、学校のIT化が進んでいるが、多くの教 育委員会は閉鎖的であり、自らの力だけで整備を進めよ うとするため、学校のIT化が進まない。(NPO法人は りまスマートスクールプロジェクト)	学校のIT化においても教育委員会と地域のNPO等が 協働することは重要であると考えており、いただいたご 意見は今後の施策の検討の参考とさせていただきます。
		(その2) クラス数の多い学校では、コンピュータ教室が1教室で あるために生徒1人のコンピュータ教室の利用時間が少 なく、学校規模によって生徒のコンピュータに関わる 時間数に格差を生じている。コンピュータ1台あたりの 児童生徒数を指標とするのであれば、コンピュータ教室 を学級数に応じて増やす整備が必要。(同旨1件)	学校へのパソコン整備については、一人の生徒がコン ピュータに触れることの出来る時間が全国で格差が生じ ないよう、地方自治体への働きかけを引続き行っていき たい。
		(その3) 国際競争力を持ったIT人材の育成は、PCを配るだけで達 成されるのではなく、IT機器を使った学習や温度や圧力 などの外部情報や入室情報などのITによる処理を体験 させることが肝要である。	パソコンを活用した教育においては、単なるパソコンの 使い方の指導にならないよう、各教育委員会に対して依 頼を行っていることであり、ご指摘のとおり、IT機 器の体験等を生徒が享受できるよう引き続き取り組んで まいりたい。
		(その4) 使い勝手の悪い業務用コンピュータでなく学齢に適した コンピュータを開発して、子供の学習内容に適したもの を整備すべき。(アップルコンピュータ株式会社他同旨 1件)	今後、学校におけるIT機器の整備を推進する際に、ご 意見を参考とさせていただきます。
		(その5) 「学校における光ファイバによる超高速インターネット」 について、超高速インターネットの容量を明示的に 定義すべき(マイクロソフト株式会社)	超高速インターネットの容量については、e-Japan戦略 における定義と同様であると考えている。
		(その6) IT機器を購入する予算は地方・中央政府がその負担を担 うべき。(アップルコンピュータ株式会社)	現在においても学校におけるIT機器購入のための予算に ついては、国・自治体においてそれぞれ措置されている ところ。
学校CIOについて	(その1) 全ての教員のIT活用のため、各学校の支援や研修、担当 者の相談にのる教員資格を持ったITコーディネーターを 郡市単位(例)で地域に配置すべき。	政府としても、学校におけるIT活用を推進するための コーディネーター等が必要であると認識しており、IT新 改革戦略案において、学校CIOの設置を記述している。 今後具体的に学校CIOの要件を検討する際にご意見を参 考とさせていただきます。	
	(その2) 効果的に学校CIOとしての人材を確保するため、学校CIO の設置の推進とともに、人材の流動化を推進してほし い。	今後具体的に学校CIOの要件を検討する際にご意見を参 考とさせていただきます。	
	(その3) 学校CIOに校内の情報化だけでなく地域連携について明 確な権限と責任を持たせる。教育委員会にも同様に設置 し、教育行政に外部専門家が関わる必要がある。 (NPO法人はりまスマートスクールプロジェクト)	今後具体的に学校CIOの要件を検討する際にご意見を参 考とさせていただきます。	
	(その4) 外部の専門家を導入しても、学校全体に対してその方が 影響力を及ぼすことは難しく、組織的な受け入れ体制を 構築することが必要である。	今後具体的に学校CIOの要件や体制を検討する際にご 意見を参考とさせていただきます。	

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方	
今後のIT政策の重点		(その5) 教育委員会、校内に専門的な外部アドバイザーや専門委員会等の組織を設置(増設)し、各学校に情報化推進担当の教職員を配置すべき。	政府としても、専門的な外部アドバイザーの設置等が必要であると認識しており、IT新改革戦略案において、学校CIOの設置を記述している。今後具体的に学校CIOの在り方を検討する際にご意見を参考とさせていただきます。	
		(その6) 教員のITリテラシーの向上が進まない中、実現に向けた方策3で提起するITを使った授業の支援を専門とする指導的教員の配属は有効な施策である。そのためには、産業界の人材を採用するなど幅広い分野からの採用などを進めることが重要である。(情報通信ネットワーク産業協会)	今後具体的に学校CIOの採用方法等要件を検討する際にご意見を参考とさせていただきます。	
		(その7) 盲聾養護学校においても「情報システム担当外部専門家(学校CIO)」が是非必要だと考えており、実現に向けた方策2.の「小中高等学校・・・」を「小中高等学校等・・・」とすべき。	ご指摘を踏まえ、(3)人材育成・教育「実現に向けた方策」の2を以下のように修正する。 「小中高等学校等において情報システム担当外部専門家・・・」	
		(その8) 学校CIOの役割として、IT環境整備計画に加え、「通年のサポート計画立案」を加えるべき。(マイクロソフト株式会社)	学校CIOの役割には例示としてIT環境整備計画の作成をあげており、今後具体的に学校CIOの要件を検討する際にご意見を参考とさせていただきます。	
		(その9) CIOが組織の要として重要視されているなかで、学校CIOという言葉が、他分野と異なり誤解を生みやすい使われ方をしている修正が必要でないか。	学校CIOについては、ご指摘のとおり、他の分野で使われているCIOとは異なる概念で使用しており、それらと区別するために学校CIOとしているところである。	
		教員養成について	(その1) 教員に一人一台のコンピュータ配備だけでなく、それを利用できる教員の養成も急務。初任者研修等でPCを配布して、使用を義務付けてはどうだろうか。	IT新改革戦略案においても、IT指導力の向上等を掲げているところである。本戦略の実現に向けた具体的な施策については、今後重点計画の中で検討していくこととなるが、いただいた意見についても参考とさせていただきます。
			(その2) PCを活用して授業を行うことのできる教員増加のペースを更に加速する必要がある。また、都道府県によってその進捗状況に倍近い開きがあり、過半数程度に留まっている都道府県も少なくない。例えば、夏休みを使って集中的に研修を行うなど早期の取り組みや、ITリテラシーを教員免許資格取得時の科目に加えるなど、教員のIT活用能力を評価する制度も整備する必要がある。(情報通信ネットワーク産業協会)	PCを活用して授業を行うことのできる教員数については、早急に全ての教員がPCを活用して授業を行うことができるよう、ご指摘も踏まえ、取り組んでまいりたい。なお、現在既に教員免許取得に際し、修得すべき事項として「教育の方法及び技術」が規定されているが、当該事項に含むべき内容として、「情報機器及び教材の活用」についても規定されているところである。
			(その3) 教員の再教育のほか情報免許のあり方も再考の要あり。また、オタク教員を剪除し、教育でコンピュータを取扱う者には知識技術ばかりでなく多面的長期的根本的な視点と人格が要求されるべき。	いただいた意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
			(その4) 現職教員のIT指導力の向上のみならず、教員養成機関においても取り組む内容を明記すべき。(マイクロソフト株式会社、アップルコンピュータ株式会社)	IT新改革戦略案においては、全ての教員のIT活用能力を向上させるとしているところであり、教員養成段階からのIT指導力を向上させる施策についても、いただいたご意見を踏まえ、今後重点計画を策定する中で検討してまいりたい。
(その5) 定期的に教員のITリテラシーを精査し十分な指導技能を持ち合わせ生徒のリテラシー向上に貢献しているかを検査し、十分だと見なされない教員には再トレーニングを実施する。そして、勤務評定項目にも組み入れ学校での動機付けを促進すべき。(アップルコンピュータ株式会社)	IT新改革戦略案においても、2006年度までに教員のIT指導力の評価の基準の具体化・明確化を行い、それに基づき、ITを活用した教育に関する指導的教員の配置や、教員のIT活用能力に関する評価をその処遇へ反映すること等を促進することにより、全ての教員のIT活用能力を向上させるとしているところであり、ご意見も踏まえ、具体的な施策を検討してまいりたい。			
コンテンツについて	(その1) 良質なコンテンツやIT化の実例があるにもかかわらず、各校の情報担当者やIT化に関心が高い職員でさえも、IT化に関する情報を得ることが困難であるという現状がある。「まとまりがなく、アクセスしにくい羅列的な情報」を整備する組織をつくると同時に、組織的なコンテンツ開発を進めるべき。	現在、教育用コンテンツについては、教育情報ナショナルセンターにおいて収集、配信を行っているところであり、引続き、教育用コンテンツの充実に努めていきたい。		
	(その2) 「実現に向けた方策4」の中で、教育用コンテンツの整備推進施策として、データの標準化や著作権等の諸課題への対応策についての検討をお願いしたい。(日本電気株式会社)	本戦略の実現に向けた具体的な施策については、今後重点計画の中で検討していくこととなるが、いただいた意見についても参考とさせていただきます。		
	(その3) 先生が教室で使用しやすい「教科書に沿って手軽に短時間で扱える掲示資料的なコンテンツ」の公募を行っていただきたいと思っております。	現在も教育情報ナショナルセンターにおいて、教育用コンテンツの収集を行い、教科書の目次ごとに検索できるようにするなどの措置を講じているところであり、引続きこれらの施策に取り組んでまいりたい。		
情報モラルについて	(その1) IT技能は、多くの学ぶ機会があり、学ぼうと思えば誰でもいつでも学べる時代になりました。そして、国民みながITを使いこなす時代になろうとしています。しかし情報モラルが守られていないと快適で安全な社会とはいえない。さらに情報モラルは、自主的に学ぼうとするものは少なく、行政的な働きかけが必要である。	政府としても、インターネットが普及してきている現在の社会において、モラル教育を行うことは大変重要であると考えており、IT新改革戦略案においても(3)人材育成・教育において、小学校段階からのモラル教育のあり方を見直すことを掲げている。また、学校における教育のみならず、(2)安心してITを使える環境の整備においても地域で連携してモラル教育を行う体制を構築することを方策として掲げているところであり、これらの方策を進め、子どもの情報モラルを高める施策を講じてまいりたい。		

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点		(その2) ITの負の側面から子どもたちを守ることが重要。ITの持つ危険な側面、自らが被害者になるだけでなく加害者にもなりかねない面があることなど、情報モラル教育を初等教育の段階から充実させる必要がある。(情報通信ネットワーク産業協会)	IT新改革戦略案にも小学校段階からの情報モラル教育のあり方の見直しを記述しており、情報モラル教育の充実に努めてまいりたい。
		(その3) 人材育成・教育に関する評価指標について現在挙げられている評価指標は、インフラ環境や体制を評価するものである。実際の利用状況(PCを活用した授業時間数など)を計る評価指標が必要であると考え。(日本電気株式会社)	PCを活用した授業時間数は評価指標として幅のある概念であり、計測することが困難であるため、現行の評価指標としている。
		(その4) 評価指標に、「普通教室にあるパソコンのインターネット接続可能率」の指標を加えるべき。また、導入による具体的な生徒の能力の伸張を量る評価指標が必要。(マイクロソフト株式会社)	普通教室にインターネットが接続できれば、そこにあるパソコンのインターネット接続は可能となることから、現在の指標のみで十分と考える。また、ITの活用とそれによる生徒の能力の伸長の具体的な因果関係は今後の検証課題であり、現時点で評価指標として掲げることは困難であり、現行の評価指標としている。
		(その5) 教員のIT指導力向上のためには教員へのコンピュータの整備だけでなく、教員のIT指導力の評価の基準の具体化やそれに基づく評価の処遇への反映の促進等をIT新改革戦略案において掲げているところであり、これらを適切に推進してまいりたい。なお、教員へのコンピュータ整備については、単に教員のIT能力の向上のみでなく、校務の効率化とそこから生まれる余剰時間の生徒指導への活用と、様々な効果を生むものでもありと考えている。	教員のIT指導力向上のためには教員へのコンピュータの整備だけでなく、教員のIT指導力の評価の基準の具体化やそれに基づく評価の処遇への反映の促進等をIT新改革戦略案において掲げているところであり、これらを適切に推進してまいりたい。なお、教員へのコンピュータ整備については、単に教員のIT能力の向上のみでなく、校務の効率化とそこから生まれる余剰時間の生徒指導への活用と、様々な効果を生むものでもありと考えている。
		(その6) 生徒の学習履歴等の分析データを教育効果の指標として、教員・学校等を評価するために活用すべき。また、授業におけるIT活用の質等を評価指標とすべき。(富士通株式会社)	IT新改革戦略においても、教員のIT指導力の評価の基準の具体化・明確化に言及しており、ご意見を今後の参考とさせていただきます。また、IT活用の質を客観的に指標化することは容易ではなく、評価指標として掲げることは困難である。
		その他	
(その2) 「ユビキタスなネットワーク社会」を担う者は、結局は「IT人材」であり、各種の人材育成政策を今後とも維持・展開されていかれたい。特に、高齢化社会を迎えて、リタイアした「人済」の活用を積極化すべき。	ご指摘を踏まえ、今後ともIT人材の育成に関係省庁連携して、取り組んでいきたい。		
(その3) 「学ぶ意欲」を喚起することが重要。また、学校における情報保護の観点やネットワーク社会の安全をいかに守るかというセキュリティポリシーが確立されないまま、実態が進んだ場合の新たな起こりうる問題への対処、方策が明らかでない。	本戦略の実現に向けた具体的施策については、今後重点計画の中で検討していくこととなるが、いただいた意見についても参考とさせていただきます。		
(その4) IT化のセンター校を設置し、そこに集中的に予算と人材(管理職・教員・事務職員そして外部より招聘したアドバイザーを含む)を投入し、センター校から拠点校、普通校へと裾野を広げることを視野に入れた研究(難しすぎず、成果がきちんと上がり、日常的に利用ができる活用)を行うべき。	本戦略の実現に向けた具体的施策については、今後重点計画の中で検討していくこととなるが、いただいた意見についても参考とさせていただきます。		
(その5) 技術や機器の進歩に対応して教育のための投資を継続的に行っていくことが、今後重要になってくる。整備状況等の継続的公表、目標(国によるガイドライン等)の定期的な見直しなどと共に、子どもたちが均等な初等・中等教育を受けられるよう外部から整備状況や活用状況を確認できる仕組み作り等に取り組む必要がある。(情報通信ネットワーク産業協会)	学校のIT機器の整備状況については、毎年、文部科学省において「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」として一般に公表しているところであり、本調査を引続き実施するとともに、必要に応じて目標の見直し等を実施してまいりたい。		
(その6) 情報教育はコンピュータが関与するものに限るべきで、かつ、情報BとCに絞るべきです。情報Aは教科で教えるに相当でない。従って、情報教育の定義変更が必要である。また、情報教育の系統化・体系化が必要であり、そのためには学習指導要領改訂が捷徑である。	IT新改革戦略案においても、情報教育の見直しについて記述をしており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。		
(その7) 初等中等教育のみならず、高等教育機関においても統合的なIT環境整備のための管理・運用・人材育成等の対策が必要。(マイクロソフト株式会社)	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。		
(その8) 学校及び校務のIT化は、情報活用能力に加えて教育本来の目的でもある「生きる力」、「学ぶ力」の養成に資することを前提として進めるべき。(富士通株式会社)	IT新改革戦略案においても、「次世代を見据えた人的基盤づくり」の実現に向けた方策の4において、学力の向上等のためにITを活用しているとされており、ご指摘のような能力の向上に資するよう学校のIT化に努めてまいりたい。		

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
		(その9) 教育の情報化は、高度情報通信社会に生きる人材の育成を目的とするもので、ITの環境整備が目標ではない。校長始め管理職・教員のIT活用力の評価等により、利用法の開発と推進を指令する経営組織の確立の視点を追加すべきである。	ご指摘のとおり、教育の情報化はITの環境整備が目的ではなく、IT新改革戦略案においても、大目標を「次世代を見据えた人的基盤づくり」としているところであり、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
(3) 人材育成・教育 (世界に通用する高度IT人材の育成)	IT技術者の育成について	(その1) 教育機関におけるIT教育の充実と同様、ユーザや情報サービス産業におけるIT関連技術者育成基盤の確立と強化がIT基盤の整備を図る上で重要。情報インフラを支える技術者の育成確保こそが、人材育成の観点から重要であり、ITSS(ITスキル標準)等を活用し、企業におけるIT技術者育成の一層の活性化が図られ、継続的な取り組みとして定着するような環境整備が必要。については、「ユーザや情報サービス産業におけるIT関連技術者育成基盤の確立と強化」を項目に掲げ、ITSSの活用度等を指標とすべき。	IT新改革戦略案においては、高度IT人材を育成するための方策として産学官連携体制の構築を掲げており、ご指摘の意見を参考としつつ、本施策の推進に努めてまいります。
		(その2) 世界に通用する高度IT人材の育成の中で、その一翼を担うITコーディネータの法的地位及び経済的基盤の確立が重要である。	まずもって、その資格が社会全般に受けいられるような土壌を育成していくことが重要であり、IT新改革戦略に掲げた施策を適切に推進してまいります。
		(その3) インフラ、利用者の高レベルに対し、東証・みずほ事件のように生産現場は危機的。打開には教育以上にSEの社会的地位を向上させ優秀な人材を吸引するよう産業改革が必要。	ご指摘のとおり、政府としてもIT技術者の育成は急務であると考えており、IT新改革戦略案においても、産学官が連携して高度IT人材を育成していくとしているところである。
		(その4) 日本のIT国際的競争力での最大の弱点・問題は、日本人の「英語力」にあります。開発言語については、全世界共通言語であるが、英語力が無いために、アジア圏の先進国にこのままでは、追いつかれる状況である。(株式会社プロトコーポレーション)	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
		(その5) ものづくり等先端科学技術分野で、高度にITを活用できる人材(例えば、実用レベルのシミュレーション人材)の育成が併せて求められるべきである。( (社) 電子情報技術産業協会、富士通株式会社 )	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
		(その6) 高度IT人材にはシステム監査人が含まれるべきである。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
		(その7) ITアーキテクト等の高度IT人材にかかる需給ミスマッチにつき、産学官連携で検討を実施し、人材育成を目的とした政府主導の研究開発や実証実験等の措置を検討すべき。(富士通株式会社)	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
産学官連携について	(その1) 形式的ではない産官学の連携を期待します。特に大学の役割に期待します。	高度IT人材育成のために、産学官が認識を共有する「高度情報通信人材育成に関する産学官連携会議」を産学官主催で12月に開催したところであり、今後とも連携を深め、高度IT人材育成のための施策を講じてまいります。	
	(その2) 産学官連携体制の構築に当たっては、分散した教育政策・教育プログラムの一体的推進と重点投資、継続性が求められる。(富士通株式会社)	本戦略の実現に向けた具体的施策については、今後重点計画の中で検討していくこととなるが、いただいた意見についても参考とさせていただきます。	
	(その3) 我が国においても、国策として国がイニシアティブをとって産学官連携を構築し、諸外国に負けない高度IT人材の育成に努めることが期待される。(株式会社NTTデータ)	IT新改革戦略案においても、高度IT人材を育成していくために、産学官が連携をしていくこととしており、政府としても積極的に高度IT人材の育成に取り組んでまいります。	
その他	(その1) 高度IT人材の育成のためには、子供の理科系離れという状況についての対策も合わせて必要と考える。企業の人材を小中学校や高校の理数科教師に採用するための制度の整備や転職支援等を整備し、技術者の経験と知識を技術者自身が若い世代に伝えていくことで、高度IT人材が育つ裾野を広げていくことが重要である。(日本電気株式会社、情報通信ネットワーク産業協会、(社)電子情報技術産業協会)	子どもの理科離れについては、科学技術全般の問題として、総合科学技術会議において総合的な施策を検討しているところであり、総合科学技術会議との連携を進めてまいります。	
	(その2) 人材育成はもちろん、ソフトエンジニアリングの確立など、ソフト開発力の向上や標準化あるいはプロジェクト管理技術の向上など、国家的に取り組む課題もある。(株式会社NTTデータ)	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
	(その3) 第二のTRONを生じないために、国産技術をどういう方法で守るのか、教育風土をいかに作り出すのか、アーキテクトをいかに育て、守っていくのかの方策が何も示されないまま、単なる連携というだけで、保護策や保障機能が確立されないのでは、無償ボランティアを追い求めるのと変わりが無い。	次世代を見据えた研究開発などは、IT新改革戦略案の(4)研究開発において、目標を掲げているところである。	

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点		(その4) 本格的な生涯学習時代社会のインフラとして大学を再定義し、一層の具体策を講じるべき。(マイクロソフト株式会社)	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
2. IT基盤の整備			
(4) 研究開発(- 戦略的な研究開発の取り組み -)	戦略的推進について	(その1) 研究開発の重点がハードウェアに偏っているが、ソフト・サービス分野の高度化を図るための研究開発強化がIT基盤整備を図る上で重要。( (社) 情報サービス産業協会)	ご指摘のソフトウェアの信頼性向上等高度化の研究開発については、「3. 世界への発信」P.38「実現に向けた方策」にも明記している通りであり、今後の具体的施策の推進に当たっても、十分に考慮して参りたい。
		(その2) 先進ツールのほとんどが海外に握られているモデリングによるシミュレーション技術が、ますます重要となってくる。次世代ツールの国産化に、取り組むことができないか。	具体的な施策についてのご指摘であり、頂いたご意見も参考とし、今後適切に対処して参りたい。
		(その3) ハードウェアに依存しない多重化システム(分散システム)の実現等IT障害に対して取り組むべき。	
		(その4) 戦略が具体性に欠ける。	本戦略の実現に向けた具体的施策については、今後重点計画において取りまとめることとしている。
		(その5) 海外の研究成果、施設の活用等視点を国外にも向けるべき。	今後の具体的な施策の推進にあたっては、ご指摘の観点も参考の1つとさせていただきます。
		(その6) 研究成果をビジネスに結びつける、まとまった資金の提供が可能な体制構築を要望する。	「3. 世界への発信」P.38「実現に向けた方策6」に関する具体的ご指摘であり、今後の施策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
		(その7) ネットワークを利用したアンケート調査や投票などの実現に向けた技術開発・研究実証の推進を要望。(日本電気株式会社)	具体的な施策についてのご指摘であり、今後の施策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
		(その8) ITの戦略的な投資が企業経営にもたらす効果を、学際的な観点から客観的に評価できる基準指標に関する研究を進めるべき。(富士ゼロックス株式会社、(社)ビジネス機械・情報システム産業協会)	
		(その9) 「ひらがな分かち書き」にて入力し、これを漢字かな交じりの文章に変換するシステムの開発を要望。	
		(その10) 科学技術関係予算におけるIT分野への重点投資配分と公的分野での研究成果の利活用促進と研究開発へのフィードバックを要望。(情報通信ネットワーク産業協会)	今後の施策の推進にあたっては、総合科学技術会議と連携し、ご指摘の事項に配慮して参りたい。
		(その11) 本戦略に次世代のIT社会の基盤となる研究開発を位置付けていることについて評価する。(岐阜県知事公室情報政策課)	ご期待に沿えるよう、今後、具体的施策を推進して参りたい。
		(その12) IT利用促進の観点から、技術と社会、人間の学際的な領域における研究がIT利用促進の鍵となる。(富士ゼロックス株式会社、(社)ビジネス機械・情報システム産業協会)	今後の具体的な施策の推進にあたっては、ご指摘の観点も参考の1つとさせていただきます。
		(その13) 総合科学技術会議との連携は重要であり、重点計画の策定にあたっては、同会議の第三期科学技術基本計画との密な連携を図るべき。(富士通株式会社)	ご指摘の点は、実現に向けた方策1. においても記述しているところであり、同様の認識である。
		(その14) 強い国際競争力には、強いキーデバイスが必要であり、キーデバイスの産業化に繋がるよう、予め適用分野まで見据えた半導体の研究開発を推進すべき。(富士通株式会社)	ご指摘の点は、実現に向けた方策2. においても記述しているところであり、ご指摘を踏まえ、今後適切に対処して参りたい。
		(その15) ユビキタス環境を支える基盤技術を開発し、それに立脚した産業基盤を確立していくべき。( (社) 電子情報技術産業協会)	ご指摘の点は、実現に向けた方策1. においても記述しているところであり、ご指摘を踏まえ、今後適切に対処して参りたい。
(その16) IT Sは我が国が競争力を有する分野であり、実現に向けた方策2. にIT Sを追加すべき。(財団法人 日本自動車研究所)	実現に向けた方策2. の技術要素は例示であり、ご指摘のIT Sを支える要素技術の一部も含まれている。		
ユビキタス環境の実現について	(その1) ユビキタス環境実現のため、端末のみならずインフラ側も更なる研究開発が必要。( (社) 電子情報技術産業協会、富士通株式会社)	ご指摘の点は、実現に向けた方策4. に含まれており、ご指摘も踏まえ、今後、具体的施策を推進して参りたい。	
	(その2) ユビキタス環境と人間の行動に関する研究を進めるべき。(富士ゼロックス株式会社、(社)ビジネス機械・情報システム産業協会)	具体的な施策についてのご指摘であり、今後の施策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。	

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
		(その3) 我々8大学15工業系高校・工業高専では、生徒がIPv6を用いてユビキタス社会の情報端末の研究開発を行っている。このような活動も戦略中に位置付け、支援して欲しい。(U18IPv6ユビキタス社会創造推進協議会)	実現方策4.の具体的な施策の推進については、今後ご指摘の点も参考にしつつ進めて参りたい。
	ITの安全性について	安心・安全な情報社会を実現するため、ネットワークに加え、そこに繋がる機器自体のセキュリティに関する研究開発を併せて実施すべき。(富士通株式会社)	ご指摘の点は、実現に向けた方策3.に含まれている。
	研究開発環境の整備について	(その1) 民間研究開発者助成の追記を要望する。	競争的な研究環境の整備については、総合科学技術とも連携した今後の検討の際の参考の1つとさせていただきます。
		(その2) 自由度の高い研究資金を増やす政策的支援が必要。 ( (社)電子情報技術産業協会 )	競争的な研究環境の整備については、総合科学技術とも連携した今後の検討の際の参考の1つとさせていただきます。
		(その3) 技術革新のサイクルの観点より、政府が主導して研究開発や人材育成、環境整備を実施すべき。(富士通株式会社)	今後の政策の推進にあたっては、官民の適切な役割分担を踏まえ、適切に対処して参りたい。



分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
3. 世界への発信			
国際競争社会における日本のプレゼンス向上（-世界へ発信する日本-）	実現に向けた方策について	（その1） 日本の目指すべき最終到達点が、競争力強化の観点でしか記述されていない。	本項は日本のプレゼンス向上について記載しており、国際貢献については、P.40「課題解決モデルの提供による国際貢献」において記述している。
		（その2） 国際貢献と国際競争力強化のために、アジアのIT人材育成は欠かせないものであるため、その一層の支援と育成した人材のフォローアップを要望。（日本電気株式会社、富士通株式会社）	アジアにおけるIT人材育成は、e-Japan戦略においても取り組んでおり、引続き重点計画等において適切に対処して参りたい。
		（その3） 海外からの留学生、海外企業の誘致、海外からの人材確保を促進するための環境整備等世界中の知恵を日本に集めることが必要。	ご指摘の内容については、今後重点計画等において、適切に対処して参りたい。
		（その4） 我が国の各種の課題解決モデルを根付かせるための一連の政策パッケージを構築し、一貫性ある調査、実証、訓練、普及支援等を実施すべき。（財団法人国際情報化協力センター）	ご指摘の点も踏まえつつ、施策を推進して参りたい。
		（その5） 海外由来の技術ベースに依存しない体制の確保を図る必要がある。	今後の施策の推進に当たっては、ご指摘の点も踏まえ、適切に対処して参りたい。
		（その6） 日本語で作成された情報の英文変換等日本語による情報の英文化体制の強化を図るべき。	
		（その7） 産総研が開発し普及しているオープンソースのKNOPPIXを日本生まれの世界標準ゲーム機のPLAYSTATIONに組み合わせ、ソフトの世界標準を創りだすのが重要。	具体的な施策についてのご指摘であり、今後施策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
コンテンツの創造・世界への発信について	購入した著作物を私的に利用する事に関し、現状より自由に利用出来る権利を付与すべきである。そのためには、私的録音録画補償金制度なるものがあるが、この制度は二重、三重の多重課金を消費者に課すだけでなく、日々コスト削減に動かし製造業者を苦しめて居り、更にその資金分配は不透明であり、撤廃すべきである。（アップルコンピュータ株式会社）	私的録音録画補償金制度については、文化審議会著作権分科会においてそのあり方について検討を行う必要があるとされたところであり、ご指摘を踏まえ、今後検討を進めていきたい。	
安定した通信路の確保について	衛星通信インフラ拡充助成の追記を要望。	具体的な施策についてのご指摘であり、今後施策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。	
最高水準のIT環境等の活用について	最高水準のIT環境と最先端市場をテストベッドとして活用し、国際的な大規模実証実験も実施して、新規技術・サービス創出を促進することが必要。（（社）電子情報技術産業協会）	実現に向けた方策3.の具体的な推進にあたっては、ご指摘の点も踏まえて適切に対処して参りたい。	
ソフトウェアの信頼性・生産性向上について	品質と生産性向上を目的として、開発現場の実態の定量的測定・分析によりプロジェクトのリスクを可視化する実証的ソフトウェア工学の取組みが重要。（株式会社NITデータ）	実現に向けた方策4.の具体的な推進にあたっては、ご指摘の点も考慮し、適切に進めてまいりたい。	
標準化の先導について		（その1） ものづくり現場でのIT活用は、まだまだ不十分であり、日本のものづくりの強みを確保するためにも、日本発の世界標準を確立して発信することが望まれる。	ご指摘の点は、「3.世界への発信」P.38「実現に向けた方策5」において記述しているところであり、ご指摘を踏まえ、今後適切に対処して参りたい。
		（その2） 標準化については、欧米からの提案をそのまま支持するばかりでなく、世界をリードできる日本発の課題の提案とそのフォローが必要。	
		（その3） IT分野における国際標準の設定を日本が先導するためには、IEC、ISO、ITU等のデジュールの国際標準化機関のみならず、オープンスタンダードの団体においても積極的に活動を展開するべき。（日本アイ・ビー・エム株式会社）	ご指摘の点は、「3.世界への発信」P.38「実現に向けた方策5」に含まれていると認識しており、ご指摘を踏まえ、今後適切に対処して参りたい。
		（その4） 国際標準の推進にあたっては、グローバルな視点での判断が必要。	今後の施策の推進に当たっては、ご指摘を踏まえ適切に対処して参りたい。
		（その5） 国際標準化活動においても、技術開発側主導のみでなく、利用者側を巻き込んだ活動へ方向転換していくべき。	
		（その6） 積極的に国際標準化を目指す活動だけではなく、場合によっては日本の国益に合わせた、否決や決議延期などの総合的な対処が必要。	
		（その7） 一部にITUとISOの重複が見られるなど、国際標準化領域の区分について明確にすべき。	
		（その8） 官民が協調した国際標準化活動とその活動を担う人材の育成および「知的財産推進計画2005」の着実な推進を要望。（情報通信ネットワーク産業協会）	標準化に係る具体的な施策の推進に当たっては、ご指摘の観点も考慮しつつ進めて参りたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
今後のIT政策の重点			
		(その9) 国際標準化団体にIETFを含めるべきである。	実現に向けた方策5.の記述は例示であり、ご指摘のIETFについても含まれる。
		(その10) 国際標準化活動要員の確保について、民間ボランティア活動に依存するだけでなく、国際標準化活動の専門家の計画的な養成、資格制度の導入など関係する人材の優遇策が必要。	国際標準化の取り組みは、官民の適切な連携のもと進めることとしており、いただいたご意見も参考の一つとさせていただきます。
課題解決モデルの提供による国際貢献(-ITによるアジア諸国等への貢献-)	現状と課題について	国際貢献に関し、アジア諸国等から日本への期待は大きくはないのではないかと。	我が国としては、国際貢献・協力は重要と認識しており、積極的に取り組んで参りたい。
	実現に向けた方策について	(その1) アジア諸国への協力等においては、各国の実情に応じて施策を進めるべき。	今後の施策の推進にあたっては、ご指摘の観点も考慮し、進めて参りたい。
		(その2) 中韓等競争手を意識し、戦略的に推進すべき。	今後の具体的な施策の推進にあたっては、ご指摘の点も踏まえ適切に対処して参りたい。
		(その3) アジア等への国際貢献にあたっては、産官学等の意見交換の場を通じて内容を固めていくべき。(富士ゼロックス株式会社)	今後の具体的な施策の推進にあたっては、頂いたご意見を踏まえ適切に対処して参りたい。
		(その4) 国際協力案件形成の段階より政府が主導して、我が国の先進的な社会公共システムを積極的に相手国に提案すべき。(富士通株式会社)	今後の政策の推進にあたっては、官民の適切な役割分担を踏まえ、適切に対処して参りたい。
		(その5) 日本が解決する大きな社会的課題がアジア諸国にとっても優先度が高いということが前提であり、解決対象とする課題の選定が非常に重要である。	多国間協力等においては、必ずしも相手国の優先度が高いことのみが前提条件にならないと考えるが、ご指摘の観点は重要であり、今後の施策の推進において適切に対処して参りたい。
	多言語処理について	(その1) 母国語を用いた情報化の推進を実現するアジア地域における多言語処理に関する共同研究の成果のあり方については幅広い選択肢があり、一部の開発モデルに言及すべきでない。(マイクロソフト株式会社)	実現に向けた方策6.においては、開発モデルを限定するものではなく、代表的な例として示したものである。
(その2) オープンソースは一部のマニアの遊びであり、戦略でとりあげるべきではない。		オープン・ソース・ソフトウェアは、広範な分野で実際に運用されており、IT社会に必要なソフトウェア基盤の一つと考える。	
(その3) OSSのソフトウェア基盤は、安心できるIT社会の実現に必要である。		今後の施策の推進にあたっては、ご指摘にも配慮し進めて参りたい。	
(その4) 現地語化された製品の認知度向上、現地語化技術者の連携強化を図るべき。機械翻訳に関しては、関連技術者の育成と同時に、言語資源などの基盤整備の支援を先ず実施すべき。(財団法人国際情報化協力センター)		具体的な施策の推進にあたっては、ご指摘の点も考慮し、進めて参りたい。	